

2026年 ディスクロージャー誌

Disclosure 2026

2025年4月1日▶2026年3月31日



豊橋商工信用組合



ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和7年度第74期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

商工信用は、「ちかくにいるから、チカラになれる」信用組合として、地域の皆さまにお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。



理事長 丸藤保彦

概要

（2026年3月31日現在）

名 称	豊橋商工信用組合
本店所在地	豊橋市前田町一丁目9番4
創 業	1952(昭和27)年6月
預 金	1,448億円
貸 出 金	803億円
普通出資金	1,456百万円
店 舗 数	11ヵ店、1出張所
役 員 数	13名(常勤6名、非常勤7名)
職 員 数	126名
組 合 員 数	22,143名

経営理念

人と人をつなぐ
役に立つ
地域を守る

組合の目指す方向

- 人と人をつなぎ、地域の発展に貢献する金融機関
- お客さまのニーズにいち早く対応する金融機関
- 商工業・農林漁業に従事する皆さま、中堅・中小企業や個人事業主の皆さまのお役にたてる金融機関
- 地域で一番親しみやすい金融機関

《組合の基本的役割》

- 中堅・中小企業・個人の金融の円滑化に寄与する
- 地域社会の発展に貢献する
- 組合員の経済的地位・社会的地位の向上に貢献する

役員一覧

（2026年6月30日現在）

理 事 長 (代表理事)	丸 藤 保 彦	理 事	牧 野 太 宣
常務理事	藤 井 謙	理 事	小 林 和 夫
常勤理事	川 中 英 資	理 事	佐 藤 元 英
常勤理事	古 澤 智 幸	常勤監事	石 倉 正 伸
常勤理事	田 代 英 二	監 事	福 井 敬
理 事	大 塩 啓 太 郎	監 事 (員外監事)	中 西 隆 一
理 事	間 瀬 祐 一		

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

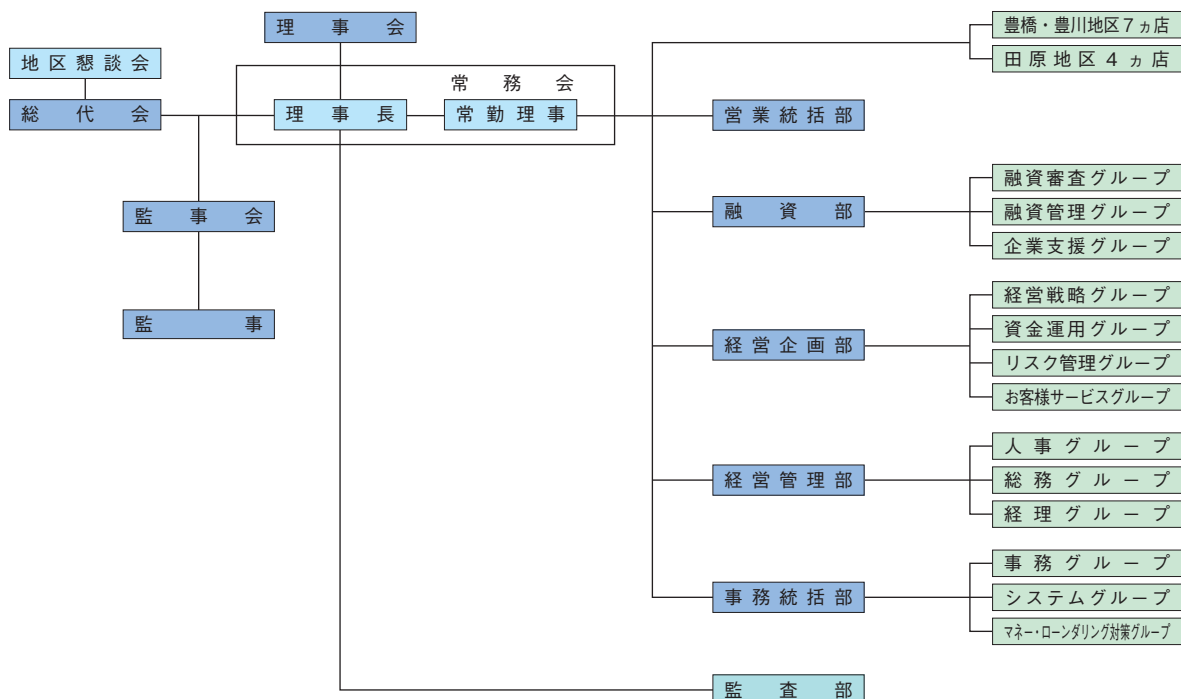
会計監査人の名称

（2026年6月30日現在）

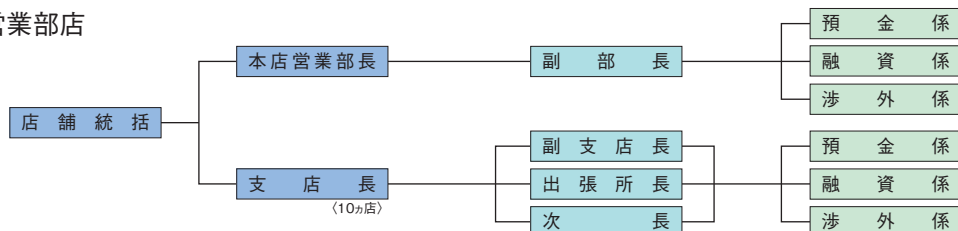
かがやき監査法人

組 織

（2026年7月1日現在）



○営業部店



●総代会について

■総代会の仕組みと機能

- 組合員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営等に参加することとなります。しかし当組合では組合員が多く総会の開催は事実上不可能であるため、総会に代えて総代会制度を採用しています。
- 総代会は、組合員の総意を組合の経営に適正に反映させるという大切な役割を担っており、決算や事業計画の承認、理事や監事の選出などの重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。
- 通常総代会は毎年6月に開催され、組合の組織、運営等に関する重要事項を決議します。
- なお、必要に応じ、理事会の決議を経た上で臨時総代会を開催することがあります

■総代の役割と選挙（選出方法、任期、定数）

- 総代は、出資者である組合員の皆様の代表であり、ご要望やご意見などを組合経営に反映させるという重要な役割を担っておられます。
- 当組合の総代は、定款によって定数100人以上120人以内、任期は3年。また、総代の定年は80歳（就任時）です。
- 現在当組合の総代数は114人、任期は2025年2月18日から2027年2月17日までとなっています。
- 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員の中から選挙によって公平に選出されます。総代選挙規程では、選挙区、選挙期日、選挙権、選挙の公告、投票の方法、候補者の届出、当選者の通知及び公告、補充選挙、補欠選挙などについて定めています。

■総代会の決議事項等の議事概要

- 2026年6月26日（金）に開催した第74期通常総代会において、次の報告並びに決議事項が付議され、決議事項についてはそれぞれ原案通り承認されました。

(1) 報告事項

1. 第74期事業報告、貸借対照表並びに損益計算書報告の件
2. 2025年度出資金持分の譲渡及び法定脱退報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 第74期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第75期事業計画案承認の件
- 第3号議案 組合員除名の件

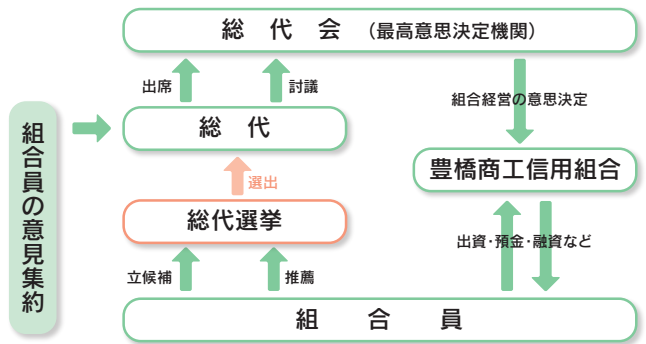
■組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

◎地区別懇談会の開催

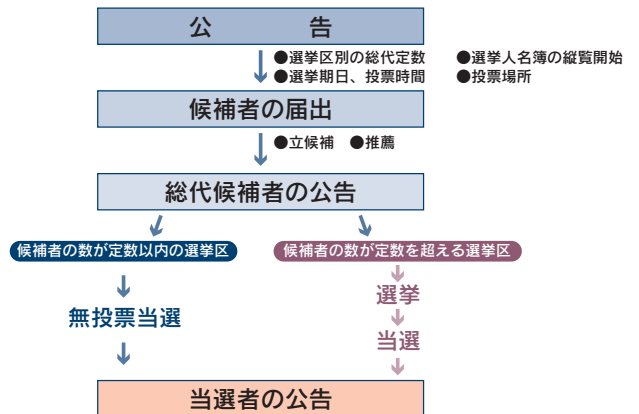
2001年3月よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代とのコミュニケーションを更に深めるため、毎年複数回、定期的に地区毎に総代を対象とした地区懇談会を開催しております。

当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等をわかり易く説明する一方で、総代より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、組合経営や総代会に反映させております。

■総代会の仕組み



■総代選挙までの手続き



第74期通常総代会 2026年6月26日

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

2026年6月30日現在

選挙区		総 代 氏 名							(敬称略：五十音順)
第1区 (本店営業部 管轄地区) 総代数 35名	相澤敦子④	飯野謙二③	磯村英弥①	伊藤彰紀③	井上泰宏④	岩瀬 清⑥	大久保守晃⑪	大塚昌洋⑥	
	大林市郎⑤	岡本卓也⑤	落合秀仁⑥	川村荒治⑨	小西ひろみ①	小林雅彦⑥	佐々木利政⑪	竹内裕二②	
	竹内義和②	竹下達子⑦	富田委千弘③	豊田勝己⑨	中村政義⑧	西 崇秀⑤	西島 豊③	羽田知弘①	
	花田麻未③	伴野乙彦⑤	福井英輔⑨	堀田雅裕④	牧野恵美子⑥	松坂良太⑧	松本百合子⑦	村井裕一郎②	
	村田光章⑥	山本和正⑦	山本八十八⑥						
第2区 (豊川・下地地区) 総代数 15名	伊藤慎太郎②	加藤時夫④	佐々木悠次②	鈴木千秋⑧	滝下 勲⑦	田中粹人⑥	外山 昇⑨	平松邦彦①	
	小杉幸一郎⑤	小林 始⑥	齋藤祥文⑧	田中康裕③	野寄誠三④	松井幹晴④	村田旬一郎③		
第3区 (二川・東田・南栄地区) 総代数 22名	朝倉光司②	跡見盛寿①	神藤元廣⑨	中嶋雅彰②	縣 秀尚②	岡田直樹⑧	鈴木利英①	高木新太郎③	
	町 信雄④	若林正治⑧	井上勝博④	尾矢 晃①	小島孝信③	近藤 眞②	鈴木章浩⑥	松浦秀昭④	
	山崎正平⑨	山本正剛④	白井康仁⑦	鈴木伸治④	水野晴康②	森下芳信⑥			
第4区 (田原・赤羽根地区) 総代数 23名	天野英一郎②	石黒信生②	大羽哲治③	大村俊美④	河合克之⑧	鈴木伸典⑥	鈴木保太②	中神孝仁①	
	長崎敏雄⑨	平野章次②	古橋雄太郎③	前澤政勝②	松井賢二②	柳田豊彦②	山口嘉都④	渡邊英一郎③	
	石川英樹⑤	伊藤則夫③	木田英樹⑥	小久保知弘②	杉原幹磨④	鈴木寿之⑤	中村和彦③		
第5区 (福江・中山地区) 総代数 19名	石倉一造⑥	太田直樹②	岡田幸久②	鬼頭滋可⑥	清田行雄⑤	小久保雅史⑥	小久保源③	榊原宣克④	
	杉浦 学③	原 正敏④	福田 督③	三浦正好⑥	宮本智弘⑦	森下 宰③	森下直樹⑨	渡邊長一⑦	
	荒木誠一②	小川義晴⑥	川口浅重④						
合 計 総代数 114名									

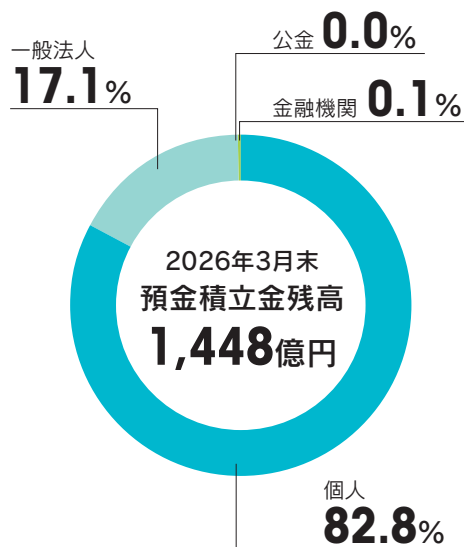
(注) 氏名・会社名の後に就任回数を記載しております。

2025年度 事業の報告（当期業績の概要）

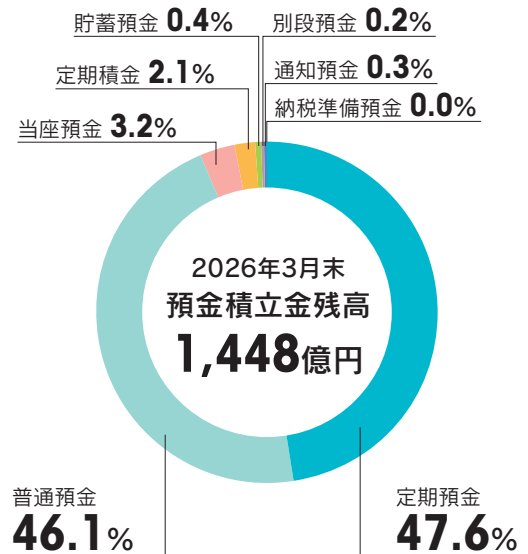
■預金・積金

当期末は、前期末より9,705百万円減少し、1,448億円でした。

■預金者別預金



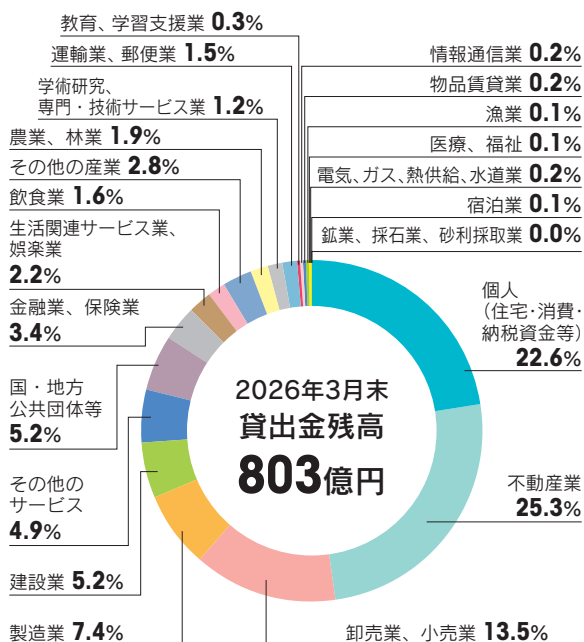
■預金積金の科目別構成



■貸出金

当期末は、前期末より2,640百万円減少し、803億円でした。

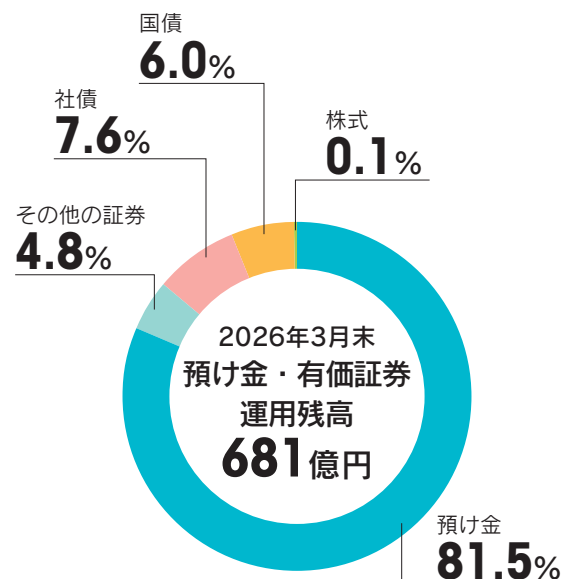
■貸出金の業種別構成



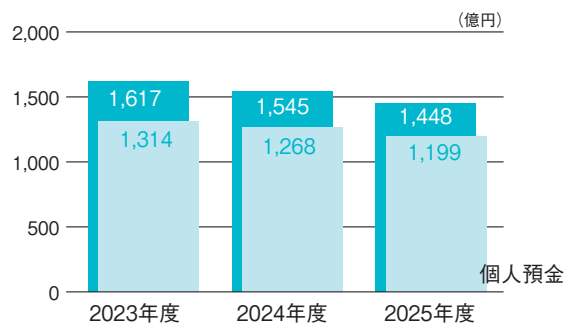
■貸出金以外の運用

当組合は、お客さまからお預かりしたご預金を貸出金以外に預け金や有価証券等で運用しております。

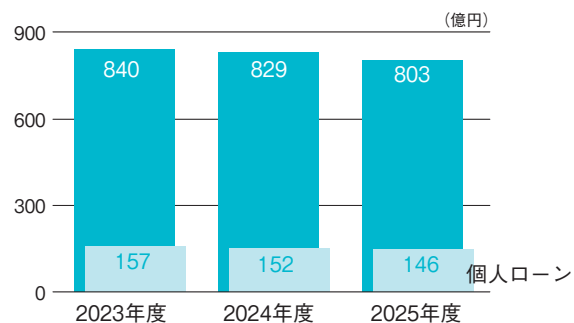
■貸出金以外の運用



■ 預金・積金残高推移



■ 貸出金残高推移



(注) 個人ローンは、住宅ローンと消費者ローンの残高推移です。

■ 損益

当年度は、預金利息が増加しましたが、貸出金利息と預け金利息の増収に加え、経費の削減が寄与し、経常利益は、187百万円となりました。また、固定資産の減損損失を計上し、当期純利益は、152百万円となりました。

■ 自己資本比率

当期末の自己資本比率は10.05%で、前期比0.83ポイント上昇しました。

● 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されます。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の常務会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	53,880	100,000
監 事	8,880	12,000
合 計	62,760	112,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 使用人兼務理事の人数は、理事3名（退任理事含む）です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

● 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、お客さま一人ひとりのお顔を見ながらの対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手としてお客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限を迎えましたが、同法の期限到来後も、当組合のお客さまへの対応方針はいささかも変わりません。今後もコンサルティング機能を一層発揮し、お客さまの立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

コンサルティング機能の発揮が求められるなか、営業統括部業務広報グループ・融資部企業支援グループにおいて、お客さまの経営実態を把握し、経営課題などの相談に親身になって対応しております。

当組合では、あいち産業振興機構の「愛知県よろず支援拠点豊橋サテライト」を活用しての「経営相談」や「販路拡大」等支援、愛知県事業引継ぎ支援センターや日本政策金融公庫、外部専門家による「事業承継」や「創業」に関する支援など、外部機関とも連携して取り組んでいます。その他にも、「事業承継ネットワーク構築事業」への参画など公的機関との連携や、起業支援連携プロジェクト「未来に踏み出す」を立ち上げるなど、積極的にお客さまの創業や事業承継支援を行っています。

3. 地域密着型金融の取組

当組合では「地域密着型金融の恒久的な取組推進計画」を策定し、推進しております。

この推進計画は「ライフサイクルに応じた取引先の支援」・「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「地域の情報を集積、活用した持続可能な地域経済への貢献」・「顧客説明責任態勢の整備」・「反社会的勢力への対応」・「営業店営業体制の見直し」・「顧客層別ニーズ対応商品」「担保や保証に過度に依存しない商品開発」等を骨子としております。

1. 経営改善支援等の取組実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 A	340
うち経営改善支援取組先 a	11
aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	0
aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	9
aのうち再生計画を策定した先数 δ	2
経営改善支援取組率 a/A	3.23 %
ランクアップ率 β/a	0.00 %
再生計画策定率 δ/a	18.18 %

- (注) 1. 本表の「債務者数」「先数」は正常先を含んでおりません。
 2. 期初債務者数は、2025年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数・経営改善支援取組先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン・住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「a(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はaには含みますが、βには含んでおりません。
 5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「aのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

2. 創業・新事業支援融資実績

2025年度中 〈件数〉10件 〈金額〉63百万円

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含まれております。



■2025年度の取引先への主な支援状況

●ライフサイクルに応じた取引先の支援

- ①創業事業者への支援として、日本政策金融公庫、豊橋市、田原市、商工会議所等と連携し、情報交換等により積極的に支援を図っています。
創業・新事業支援では、新規融資 77件／1,642百万円、うち2025年度は創業・新事業新規融資を10件／63百万円支援しました。
- ②情報提供機能の強化のため営業情報の一元管理を実施しております。
- ③スタンス会議・業況フォロー会議・経営支援会議を定期的に開催し、お取引先の健全化対策・経営改善支援に取組ました。

●事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ①リスク管理の充実を図るとともに、2006年度以降、担保・財務センターを設置し、担保不動産評価管理システム、決算書登録システム・格付システムを導入するなど審査態勢の整備をしています。
- ②目利き能力の向上のため、組合内研修、外部研修に積極的に参加・受講しています。
- ③担保・保証に過度に依存しない融資として、
農業事業者向け無担保ローン『農家サポート「ゆとり1000」』
漁業事業者向け無担保ローン『漁業サポート「ゆとり1000」』
新規取組はありませんでした。
農林漁業従事者向け『新ゆとり500』
農林漁業従事者向け日本政策金融公庫協調融資『未来を耕すローン』
新規取組はありませんでした。
事業者向け無担保ローン『事業サポート「商売繁盛」』
取組 2件／10百万円

●地域の情報を集積、活用した持続可能な地域経済への貢献

- ①信用保証協会融資 取組 202件／2,367百万円でした。
- ②豊橋市、豊川市、田原市等の公的機関との連携では、各市の制度融資を中心に積極的に取組んでおります。

●顧客説明責任態勢の整備

- ①金融商品取引法への対応
保険窓口販売研修、保険事務手続き研修等を実施するとともに、各種規程・要領等を整備し、営業部店長会議・担当役員者会議等で対応についての勉強会を開催し周知徹底を図っております。
- ②与信取引に関する顧客への説明態勢
与信取引にあたっては、クレジットポリシー（貸付に関する組合の経営方針）並びにお客さまの知識・経験及び財産の状況等を十分に踏まえ、重要な事項については各種「ご説明書」等書面交付による説明態勢を整えています。

●反社会的勢力への対応

SAMLシステム（SKC Anti Money Laundering システム）を活用し、新規取引開始時に取引フィルタリングを実施するとともに、既存取引先に対しても定期的に取引フィルタリングを実施しています。
取引フィルタリングの結果、顧客が反社会的勢力に該当した場合、新規取引は謝絶し、既存顧客に対しては「反社会的勢力に対応する基本方針」に従って取引解消しております。

●顧客層別ニーズへの対応

- ① 自営業者に対する相談機能の強化
・当組合の顧問コンサルタントのほか、あいち産業振興機構および中小企業基盤整備機構や豊橋商工会議所の協力を得て、コーディネーター（中小企業診断士）等の派遣・紹介を行なっています。

② 実効性ある情宣活動

・ディスクロージャー誌を発行し、利用者に対し積極的に情報開示をしています。

③ 年金受給者向けの日帰りバス旅行を実施

4. 融資を通じた地域の活性化のための取組状況

当組合は、地元の中小事業者や住民のみなさまの要望にお応えするため、預金・貸出業務のみならず、情報提供や相談業務等幅広いサービスの提供など、お客さまのニーズに親身になって対応しております。

融資は、地元中小事業者と個人及び地方公共団体への貸出で地域密着型金融に取り組んでおります。また、貸出金の業種別構成は、個人 22.6%、不動産業 25.3%、卸売業・小売業 13.5%、製造業 7.4%等となっております。

●貸出先数・貸出金額（2026年3月末現在）

事業資金貸出先1,405先 貸出金額62,188百万円

（うち設備資金28,598百万円 運転資金33,590百万円）

個人貸出先2,556先 貸出金額18,136百万円

（うち住宅ローン991先 貸出金額 13,036百万円）

●地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は愛知県、静岡県、豊橋市、豊川市、新城市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されています。これからも中小事業者の資金ニーズにお応えするため、引き続き地方自治体の制度融資を積極的に取り組んでまいります。

●当組合の個人ローン商品の実績

当組合は組合員、お取引先の資金ニーズにお応えするため、全国保証（株）保証付住宅ローン、(株)クレディセゾン保証付き住宅ローンの取扱いや、消費性ローンでは、フリーローンの「クイック1000」、「ファイト」、「チョイス」、ならびに多目的ローンの「エールスペシャル」、カードローンの「アラカルト」、「安心プラス」などの、幅広い商品を取りそろえ、きめ細かく対応しております。

個人ローン全体では、2026年3月末現在で2,850件、14,616百万円のご利用をいただいております。これからも皆さまのニーズにお応えしてまいります。

5. 取引先への支援状況等

●中小企業金融円滑化にかかる対応措置の実施状況

中小・零細企業や個人の債務返済を猶予しやすくする「中小企業金融円滑化法」は2013年3月末に終了しましたが、それらの相談に対する対応については継続して行っています。

●要注意先等のランクアップへの取組

当組合では、要注意先・要管理先等のお取引先に対し、条件変更等の金融支援のほか、経営改善のお手伝いを行っております。2025年度57先2,164百万円がランクアップしています。

●事業再生支援

お取引先に対する経営改善、事業再生支援を検討するため、本部役員・担当部・営業部店が一体となった「取引方針検討会議」を定期的に開催しており、2025年度は79先を対象として事業再生に取り組んでいます。また、融資部企業支援グループがお取引先の事業再生支援について、親身になって対応する態勢としております。



6. 金融仲介機能のベンチマークへの取組状況

金融仲介機能のベンチマーク

金融機関の金融仲介機能（融資業務など）に関して、金融機関の自己点検・評価、お客さまへの開示、金融庁との対話のための論点整理として金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク 〈5項目〉	全ての金融機関が金融仲介の取組の進捗状況や課題等を客観的に評価するための指標 金融機関が関与した創業・第二創業の件数など
選択ベンチマーク 〈20項目〉	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標 地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合、経営者保証に関するガイドラインの活用件数及び全与信先に占める割合など
独自ベンチマーク 〈1項目〉	金融機関が金融仲介機能の取組を自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に独自に提供する指標 事業性評価シートを活用し、事業の特色の把握から提案業進の推進をしています

当組合では、金融庁から公表された「金融仲介機能のベンチマーク」の趣旨を踏まえ、共通5項目、選択20項目、独自1項目を経営上の重要指標と位置付け対応しています。

お客さまのニーズにいかにお応えし、事業性の内容や成長性などの評価に基づき円滑な資金供給を行っていくことと、コンサルタント機能を発揮してお役にたつことが、今まで以上に期待されているものと考えております。下記は、2026年3月31日現在の主なベンチマークとなります。

●メイン先数（共通ベンチマーク1）

メイン先数	486先	経営指標が改善した先	407先
メイン先の融資残高	305億円	経営指標が改善した先の融資残高	267億円

メイン取引先のうち83%の先で経営指標の改善がありました。

●ライフステージ別の与信先数と融資残高（共通ベンチマーク4）

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
先数	1,426	61	109	616	39	54
融資残高（億円）	645	23	74	383	26	17

●信用保証協会保証・100%保証の与信先数と融資残高（選択ベンチマーク10）

中小向け融資額	645億円	100%保証融資額	13億円
信用保証協会保証融資額	69億円	100%保証割合	2.02%
信用保証協会保証割合	10.70%		

●外部専門家の活用（選択ベンチマーク40）

・情報交換・異業種交流を図る目的での若手経営者研究会（ロッカク塾）の開催

若手経営者・次世代経営者候補に対し、積極的に働きかけを行ない、事業承継相談や新規事業立ち上げの相談に注力してまいります。

●事業性評価シートの活用（独自ベンチマーク）

事業性評価シート作成件数 2025年度 累計227先

◆ 地域貢献に関するディスクロージャー（豊橋商工の地域貢献への取り組み）

地域に貢献する当組合の経営姿勢

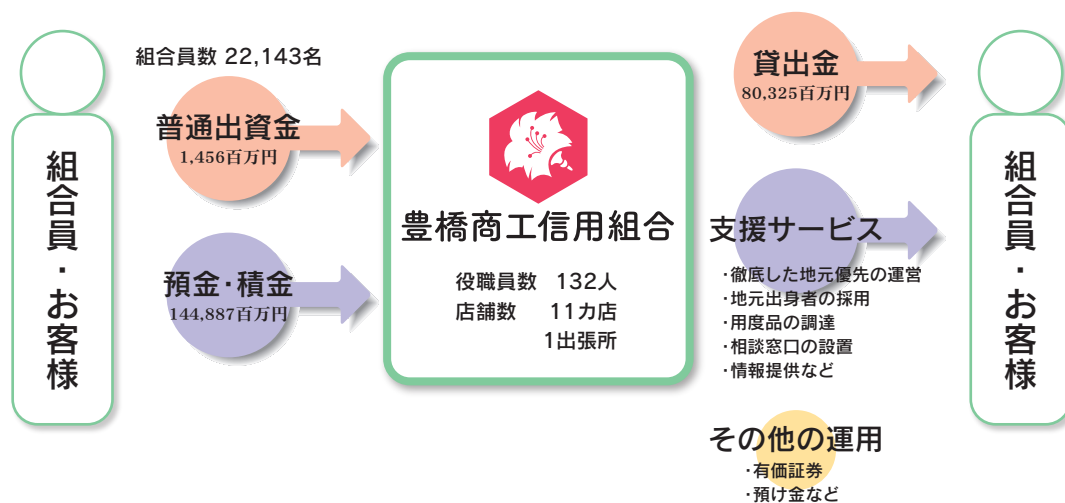
当組合は、地元に着し、地域の発展に役立つ金融機関として1952年6月に設立されました。

お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小事業者や住民一人ひとりのお顔を見ながらのキメ細かな取引を基本として、当組合の経営理念である「人と人をつなぐ」「役に立つ」「地域を守る」を着実に実践し、お客さまの利益を第一に考え行動しております。

また、地域社会の一員として、組合の持つ経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおり、預金1,448億円のうち、777億円を地元の皆さまに対する融資として貢献しております。

■ 地域社会と豊橋商工信用組合（2026年3月31日現在）



1. 地域サービスの充実

● 店舗・ATM等の設置数

2026年3月末現在、11店舗（内、3店舗内店舗）、1出張所を豊橋市、豊川市、田原市に配置し、ATMは16台設置しております。また、災害などの緊急時にも役立つATM搭載車1台を保有しており、定期的に運行をしております。

当組合のキャッシュカードは、「銀行ATM」の表示のある、セブンイレブンなどのコンビニ・ゆうちょ銀行・他の信用組合・他の金融機関等のATMで利用できます。

なお、セブン銀行ATMでは入金・出金ともに24時間利用可能（一部メンテナンス時間を除く）で、ゆうちょ銀行ATMも平日・土曜日の出金は一部メンテナンス時間を除き24時間利用可能です。（日曜・祝日・年末や入金については時間帯が異なります。）

提携信用組合の対応ATMで通帳記帳が可能です。

● 顧客の組織化とその活動状況

○「あぜりあクラブ」は、当組合で年金を受給されている皆様の親睦を深めるため1995年以降各店で順次組織され、現在では全店で運営されています。

○後援会は、「ダイヤモンドクラブ」「つつじ会」などの名称で運営をしていましたが、2021年4月より「縁遊会」に変更し、リニューアルしています。

●情報提供活動

当組合は、年に複数回開催する地区懇談会及びHPやSNS等を通じて、総代やお客さまに対し充実した情報提供を行っています。

また、ホームページでは預金・融資等の商品のご案内、採用情報、ディスクロージャー誌、地域密着型金融の取組状況、中小企業金融円滑化にかかる対応措置の実施状況等のご案内やフリーローンの“クイック1000”や目的ローンのマイカーローンなどWebによる審査申込やWeb完結型（来店不要）による融資が可能です。

●年金相談

年金の相談窓口として、「無料暮らしの相談コーナー」を赤羽根支店に設置し、毎月、第2水曜日に開催しています。

社会保険労務士による年金相談を承っております。

●わが社のミライ相談所

起業や事業承継、各種労務問題、農業漁業に携わるお客様向けの経営相談など、事業を営む方向けの相談会を随時行っています。事業を営む方だけではなく、個人の方の相続に関する相談も承っています。

●苦情相談窓口の設置

当組合は苦情相談の受付窓口として本部にお客様サービスグループを設置し、当組合に対するご意見やご要望を受け付けておりますので、ご遠慮なくお申し付け下さい。

なお、受付時間は平日午前9時から午後5時となっています。（電話番号0120-069-123）

2. 文化的・社会的貢献活動

●「しんくみピーターパンカード」寄付金

しんくみピーターパンカードは全国の信用組合の顧客を対象に発行している社会貢献型のクレジットカードです。お客さまがクレジットカードのご利用をされますと、ご利用金額の一部が寄付金になります。子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援するために役立てられています。

贈呈日 2026年3月11日
贈呈先 社会福祉法人豊橋市福祉事業会
豊橋若草育成園



しんくみピーターパンカード寄付金 贈呈式

● ボランティア活動

● 2025年4月

今年度も朝倉川全河川のまると一斉清掃を行う「朝倉川530大会」に、役職員8人が参加しました。

● 2025年9月

しんくみの日週間に前後して本部・本店ほか全店で店舗周辺の公園や道路の清掃活動を行いました。また、同運動の一環で、2004年から続けている献血運動に、9月中に役職員17人が参加しました。



● 地域活動への参加

● 2025年度（4月、7月、9月、12月）

各営業店の最寄りの交差点で交通立ち番を行いました。春夏秋冬の交通安全市民運動に賛同し、2012年から実施していますが、今年度は全店で延べ115人の役職員が参加し、交通事故防止をサポートしました。



● 2025年10月

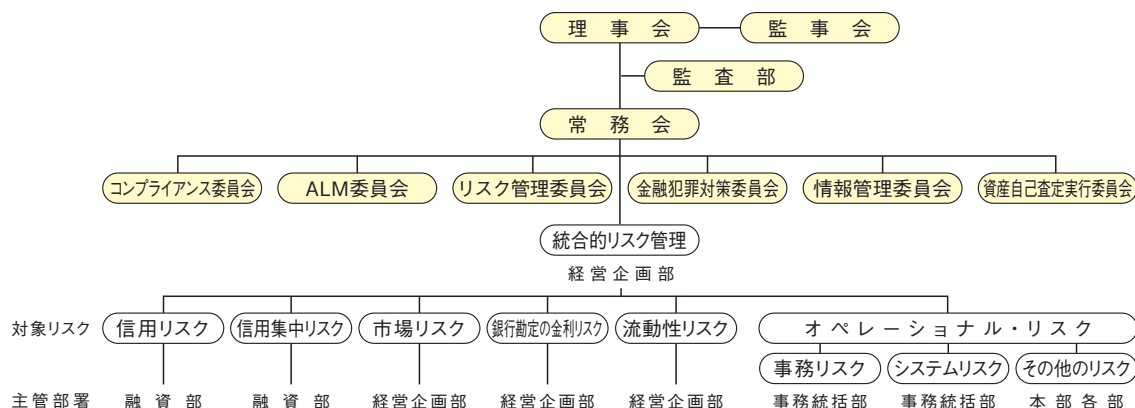
豊橋まつりの総踊りに役職員68人で参加しました。



●経営管理態勢 リスク管理態勢及び法令遵守態勢

■リスク管理態勢

当組合の経営に影響を及ぼす様々なリスクに対し、常務会・リスク管理委員会・ALM委員会・情報管理委員会・資産自己査定実行委員会などが統合的リスク管理部門やリスク関連担当部と連携して、リスクの実態分析や回避施策の実行をチェックしています。統合的リスク管理方針に基づき、各リスクの管理規程を整備するとともに「統合的リスク管理規程」により、当組合全体のリスク把握、変動への対応に努めています。



●信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は与信先の信用状況把握が何よりも重要であるとの認識のもと、適正な信用格付と実態分析による与信判断、担保不動産評価管理システムによる不動産価額の適正評価等を実施しています。さらに信用リスクを回避する視点から特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口取引の推進を図っています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く態勢としています。さらにリスク管理委員会等各種委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議・検討するとともに、経営陣（理事会・常務会）に対し報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」「償却・引当金の計上基準（償却・引当の実施マニュアル）」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

●信用集中リスク

信用集中リスクとは、大口融資先（グループ）の与信及び特定業種など一部の与信先等に過度に集中することにより被るリスクをいいます。

当組合は大口先への与信限度額設定、貸出金業種別残高等のチェックを行っています。

●市場リスク

市場リスクとは、有価証券の価格や金利・為替等が変動することにより当組合の保有資産の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当組合は運用実績・運用方針の遵守性、リスク管理情報の定期的なチェックを行っています。またALM委員会で金利・為替予測を行い、市場流動性の管理、損益の管理を含め資産・負債を総合的に管理しています。

●銀行勘定の金利リスク

銀行勘定の金利リスクとは、銀行勘定の運用勘定と調達勘定が金利変動に伴って発生するリスクをいいます。

当組合は下記金利シナリオでリスク量を算出し、計測結果をリスク管理委員会等に報告し、対応が必要な場合は協議・検討を行ないます。

I R R B B（Interest Rate Risk in the Banking Book）

バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク

＜金利シナリオ＞

Δ E V E	上方パラレルシフト 下方パラレルシフト スティープ化 フラット化 短期金利上昇 短期金利低下	短期金利低下、長期金利上昇 短期金利上昇、長期金利低下
Δ N I I	上方パラレルシフト 下方パラレルシフト	

＜金利定義＞

Δ E V E	経済価値ベースの金利リスク量 全ての資産・負債に共通するストレス金利シナリオでの評価変化額
Δ N I I	期間損益ベースの金利リスク量

●流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関の財務内容悪化・信用の失墜・予測しない資金の流出等により必要な資金繰りがつかなくなる場合等により損失を被るリスクをいいます。

当組合は不測の資金流出に備えて、支払準備資産の保有基準を定め、流動性確保に努めています。

●オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク・システムリスク・災害リスク・犯罪リスク・風評リスク・法務リスク等幅広いリスクをいいます。

業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では管理態勢や管理方法に関するリスク管理の方法をそれぞれのリスクについて定め、組織態勢・管理の仕組みを整備するとともに、リスク管理委員会等各種委員会において、協議・検討しています。また、必要に応じて経営陣による理事会・常務会等において、報告する態勢を整備しています。

○事務リスク

事務リスクとは、業務の多様化、機械化の進展に伴い業務運営面で生ずる様々なリスクをいいます。当組合は、事務管理の充実・リスク回避を図るため、事務統括部・経営管理部等主導により企画・指導・研修・訓練等を実施するとともに、監査部による臨店監査や自店検査を継続的に行い、事故の未然防止に努めています。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウン・誤作動・不正使用などにより損失を被るリスクをいいます。

当組合は共同センター（SKC）を利用していますが、「システムリスク管理規程」に基づき、情報の保護・セキュリティの確保・バックアップ対策等に万全を期しています。

○その他のリスク

災害リスク・犯罪リスク・風評リスク・法務リスクなどのリスクに対応するための態勢を整備しています。

金融円滑化管理方針

当組合は、お客さま一人ひとりお顔を見ながらの対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手としてお客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、以下の方針に基づいて全職員が一体となって地域金融の円滑化に取り組んでいます。

◆取組方針

当組合は、お客さまからの資金需要や貸付条件等の変更のお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に対応しています。

◆金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

・金融円滑化管理の実効性を高めるために、金融円滑化管理方針並びに金融円滑化管理規程を制定しています。

- ・従来からある苦情相談窓口併せて、本部及び各営業部店に金融円滑化相談窓口を設置しています。
- ・各営業部店の部店長・次長をはじめ営業に携わる職員全員に対して説明会を実施するなど、本措置に関する周知徹底を図っています。
- ・中小企業金融円滑化法に基づく対応状況を定期的に開示いたします。

◆他の金融機関との緊密な連携

当組合は、複数の金融機関からご融資を受けられているお客さまから貸付条件の変更等のお申し出があった場合、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつお客さまの同意を得たうえで、これらの金融機関と情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

2025年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は220件（前年度205件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は31.29%（同26.58%）「保証契約を解除した件数」は2件（同9件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は該当ありませんでした。

■法令遵守の態勢

◆法令等遵守態勢（コンプライアンス）

当組合では、法令等遵守は役職員一体となって取り組むべき課題であると考えています。

理事長をはじめ役職員1人ひとりが、良識と見識を備え、適正な業務運営、地域社会における良き市民、良き企業として貢献できることを目指しています。

1. 法令等遵守を推進する組織として、コンプライアンス委員会を設置しています。
2. 業務計画の最重点課題として、コンプライアンス・プログラムを推進しています。
3. 各職場において、倫理規程、クレジットポリシー、コンプライアンス・マニュアル等の規程類を繰返し学習して、良き金融マンとしての成長を目指しています。
4. 監査部によるコンプライアンス監査、監事による業務監査を随時に実施しています。
5. コンプライアンス統括部門を経営企画部とし、本部各部長・営業部店長をコンプライアンス責任者として任命しています。
6. 経営企画部にお客様サービスグループを設置し、顧問弁護士と連携して法律問題に対応しています。

■苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：豊橋商工信用組合 経営企画部お客様サービスグループ】0120-069-123

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス<https://www.toyohashi-shoko.co.jp/regulations/kujoushori/>

また、苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

東海地区しんくみ苦情等相談所（電話：052-451-2110）

しんくみ相談所（電話：03-3567-2456）

証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた

「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」

（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：03-4332-5241）

●紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記各センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合経営企画部お客様サービスグループまたは、しんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客様が直接、各弁護士会に申し出ることも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【東海地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人 東海信用組合協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）

受付時間：午前9時～午後12時及び午後1時～午後4時30分

住所：〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内

電話：052-451-2110

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

電話：03-3567-2456

内部監査態勢

当組合における内部監査は、当組合の業務運営の適正性を確保するために、その業務運営全般に係る内部管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、改善を促すことを目的としています。

当組合では、内部監査基本方針、内部監査規程、監査実施計画に則り、内部監査に係る管理態勢の整備を行っています。また、職務遂行上、被監査部門から独立した立場で管理態勢の有効性を検証しています。内部監査の結果については、関係各部、常務会、理事会に定期的に報告しており、経営陣は内部監査の状況を常に把握しています。

適切な勧誘・募集に関する方針

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際し

ては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

●保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
2. 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて、お客さまに適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。

①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記」(1) に該当する「当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきまして、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円

②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

(a) 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円

(b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円

(c) 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は日額1万円】

*合計1万円

(d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】

*合計40万円

5. 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

6. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。
豊橋商工信用組合 営業統括部 電話番号：0 1 2 0 - 7 9 1 - 9 5 0
受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

■反社会的勢力に対応する基本方針

当組合は、社会的責任と公共的使命を自覚し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除し、地域の皆さまから信頼される公正で健全な業務運営を遂行することを基本方針と定め、次の基本原則を遵守します。

【基本原則】

1. 組織としての対応
反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ、組織全体として対応します。
2. 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等外部専門機関と緊密な連携を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 裏取引や資金提供の禁止
いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して、事実を隠蔽するための裏取引、資金提供は絶対に行いません。

■犯罪収益移転防止法／マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融への対応

●犯罪収益移転防止法

1. 金融機関等に本人確認を義務付けていました「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（本人確認法）が廃止され、2008年3月から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）が施行され、2013年4月および2016年10月に重要な一部が改正されました。

金融機関等での本人確認は「取引時確認」と名称が変更され、これまでの本人確認に加え、「取引を行う目的」・「職業又は事業内容」、さらに法人のお客さまについては「実質的支配者」の確認が追加されました。また、2016年10月には外国PEPs（外国政府等において重要な公的地位にある方）の確認が追加されました。引続き、本人確認を含めた取引時確認にご協力をお願いします。

2. 取引時確認が必要な取引
 - ・ 預金口座等の開設
 - ・ 200万円を超える大口現金取引
 - ・ 10万円を超える現金振込 など

3. 取引時確認に必要な書類

[個人の場合]

- | | | |
|-------------|----------------|----------|
| ・ 運転免許証 | ・ 各種健康保険の資格確認書 | ・ 国民年金手帳 |
| ・ 児童扶養手当証書 | ・ 母子健康手帳 | |
| ・ 旅券（パスポート） | ・ マイナンバーカード | |
| ・ 在留カード | ・ 特別永住者証明書 など | |

〔法人の場合〕

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書（原本）に限定）
- ・印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの） など

● マネロン・テロ資金供与対策に係る取組方針

当組合は、現在、大きな社会問題となっている特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺等において常用されているマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）を防止するため、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」といいます。）を、経営上の重要な課題の一つとして位置付け、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の趣旨と内容を十分に踏まえ、経営陣の主導的な関与のもと、次の各号の取組みを行っております。

- （１）当組合は、統括管理部門と関係部署が連携し、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等に係るリスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じております。これらの内容は「リスク評価書」として策定しております。
- （２）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築しております。具体的には、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う経営陣の役員を統括管理者として配置し、上記ガイドライン記載の「３つの防衛線（第１の防衛線：顧客取引部門）、（第２の防衛線：統括管理部門）、（第３の防衛線：内部監査部門）」を構築した上で、各部門の強化を図るために、役職員に対して継続的な研修等を実施しております。
- （３）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン・テロ資金供与対策に関する方針）・手続（マネロン・テロ資金供与対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン・テロ資金供与対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備しております。
- （４）上記手続に基づき、取引時確認等を適切に実施するとともに、営業店からの報告や「取引フィルタリング」や「取引モニタリング」で検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を実施しております。
- （５）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的・組織的な管理態勢の強化を図ります。

なお、金融当局ならびに愛知県警察の指導により、当組合では、マネロン等に係るリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。また、取引モニタリングの結果、特殊詐欺等の被害に遭われているのではないかと判断したお客様には取引の確認をさせていただいております。さらに、既にお取引をいただいているお客様に安心して口座をご利用いただくためにDMや窓口においてお客様情報の確認をお願いさせていただいております。

お客様には、一部ご不便をお掛けしておりますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 金融商品取引法への対応

金融技術の進展など、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、利用者保護ルールの徹底と利用者利便性の向上を図ることを目指し、2007年9月30日に施行され、同時に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」も施行されました。

法整備の目的は、投資性の強い金融商品を幅広く規制対象とする横断的な利用者保護法制であり、当組合は、登録金融機関として、法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

● 主要な事業の内容 業務のご案内（2026年6月30日現在）

■ 預金のご案内

	種類	内容と特徴
流動性預金	普通預金	出し入れ自由で給与、年金のお受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。キャッシュカードを発行していただくことで、全国のコンビニやゆうちょ銀行等のATMでもご利用いただけます。
	総合口座	「普通預金」「定期預金」と「自動融資」の機能が1冊の通帳にセットされています。なお、ご融資は定期預金の90%（最高200万円）までご利用いただけます。
	貯蓄預金	毎日の最終残高に応じて店頭表示利率を適用する貯蓄に適した個人専用口座です。 最低基準残高 I型40万円 II型20万円
	当座預金	小切手や手形の決済に使用できる事業用に適した口座です。 （新規の取扱いはありません）
	無利息型普通預金	利息が付かない普通預金です。預金保険制度により全額保護の対象となる預金です。
	通知預金	短期間のまとまった資金をお預けいただくのに適した預金です。
	納税準備預金	納税資金の計画的な準備に適している預金です。お利息は非課税となります。
定期性預金	期日指定定期預金	1年経過後は、1ヵ月以上前に期日を指定していただければ自由に払出しができます。お利息は1年複利の計算になります。
	変動金利定期預金	お預入時の店頭表示利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月ごとに当組合で定めた利率設定方法により適用利率を変更します。
	スーパー定期預金	単利型と複利型があり、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。
	大口定期預金	大口資金の運用に適した預金で、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。
	スーパー積金	一定期間、毎月一定額を積み立てる預金です。目標金額を貯蓄するのに適しています。
	あんしん定期預金	単利型でお一人様1,000万円までお預けいただけます。
	ふれあい定期預金	お一人様当たりのお預入合計金額の上限を500万円までとし、あぜりあクラブの会員様限定の金利上乗せ定期預金です。
	IB専用スーパー定期預金	個人インターネットバンキングをご契約されている方限定の定期預金です。 個人IBの定期預金メニューにてお申込みいただけます。
	ふれあい定期積金	お一人様当たりのお預入契約金額の上限を500万円までとし、あぜりあクラブの会員様限定の金利上乗せ定期積金です。
	消費税積金“そなえ”	消費税納付に適した専用預金です。 「消費税納付特別融資」をお申込みいただけます。
財形預金	一般財形預金	お勤め先の財形制度を通じ、給与やボーナスから天引きで自動的に預金ができます。
	財形年金預金	財形年金預金の場合は、元利金合計で550万円までの利息は非課税になります。

■個人向け融資のご案内

	種類	内容と特徴
フリーローン	ク イ ッ ク 1000	資金の使いみちは自由です。事業性の資金にも利用することができます。
	フリーローン“チョイス”	資金の使いみちは自由です。事業性の資金にも利用することができます。
	フリーローン“ファイト”	資金の使いみちは自由です。事業性の資金にも利用することができます。
目的ローン	多 目 的 ロ ー ン “エールスペシャル”	資金の使いみちがお決まりの方に適している商品です。 他金融機関の目的系ローンの借換資金にも利用することができます。(事業性資金は除く)
	マ イ カ ー ロ ー ン	自動車の購入資金や修理・車検費用、運転免許証取得資金などに利用することができます。
	D o ロ ー ン	ドローンの機体購入、修理・メンテナンス、教習費用等に利用することができます。
カードローン	カ ー ド ロ ー ン “アラカルト”	資金の使いみちは自由です。(事業性資金は除く)
	ク イ ッ ク 300 スーパーカードローン	当組合で住宅ローンを利用いただいている方限定の商品です。資金の使いみちは自由です。(事業性資金は除く)
	教 育 カ ー ド ロ ー ン “チャンス”	入学金や授業料などの教育資金に利用することができます。
	随時返済型カードローン 「安心プラス」	資金の使いみちは自由です。(事業性資金は除く)
住宅ローン	全 国 保 証 (株) 保 証 付 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築や増改築、土地付き住宅のご購入などにご利用いただけます。
	(株)クレディセゾン保証付 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築や増改築、土地付き住宅のご購入などにご利用いただけます。
	一 般 住 宅 ロ ー ン (固 定 金 利 型) (変 動 金 利 型)	住宅の新築や増改築、土地付き住宅のご購入などにご利用いただけます。 8大疾病補償付債務返済支援保険を付加することもできます。
	一 再 生 支 援 ー 古 民 家 ロ ー ン	古民家の購入資金やリフォーム資金等に利用することができます。
	リバースモーゲージ型 住 宅 ロ ー ン	住宅の建設・購入資金やリフォーム資金、サービス付高齢者向け賃貸住宅の入居一時金などに利用することができます。
	リ フ ォ ー ム ロ ー ン 「住まいの応援団」	リフォーム関連資金、住宅購入時の諸費用、および住宅購入関連資金の一部(古民家を含む)、解体費用などに利用することができます。 当組合ホームページからWEB審査のお申し込みができます。
	無担保リフォームローン	住宅のリフォーム資金や環境(ソーラー)工事にかかる資金、バリアフリー改築資金などに利用することができます。
	フ ラ ッ ト 35・50 住 宅 金 融 支 援 機 構	住宅のご購入や新築にかかる費用に利用することができます。

事業者向け融資のご案内

種類	内容と特徴
一般のご融資	割引手形：一般商業手形割引（でんさい割引） 手形貸付：運転資金など短期のご融資 証書貸付：設備資金、長期運転資金など長期のご融資 当座貸越：一定の貸し越し限度まで自由に利用することができます
新ゆとり500	農林漁業を主業として営む法人・個人の方に適した商品です。 施設や機械等設備資金、漁網、漁船・船外機等の購入資金などに利用することができます。
未来を耕すローン	当組合の【新ゆとり500】と日本政策金融公庫農林水産事業の【スーパーL資金】を組み合わせた認定農業者の方に適した日本政策金融公庫との提携ローンです。
農家サポート ゆとり1000	農業法人および個人の営農者の方に適した商品です。 施設や機械等設備資金、長期運転資金などに利用することができます。
漁業サポート ゆとり1000	漁業法人および個人の営漁者の方に適した商品です。 漁網・漁船・漁船機等の購入や改造等設備資金等資金および人件費、餌代等の長期運転資金などに利用することができます。
地元応援融資 「商売繁盛」	事業者向け定期積金“商売繁盛”を1年以上順調に掛け込みされている方（契約口）は、一般の方（一般口）より金利が低くお借り入れできる商品です。
ビジネスローン 「マッチS」	運転資金や設備資金等の事業性資金に利用することができます。 保証会社の保証付き商品のため担保は原則不要です。
各種制度融資	信用保証協会および市町村等による、中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。
代理貸付業務	政府系金融機関等の取扱窓口として各種代理業務をお取り扱いしております。 (株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫・(独)住宅金融支援機構・年金積立金管理運用（独）・全国信用協同組合連合会など

■各種サービスのご案内

サービスの種類	内 容
内 国 為 替	全国の信用組合はもちろん、銀行や信用金庫、農協などへお振込みいたします。また、手形・小切手の取立も行っています。
自動受取サービス	給与や公的年金など各種年金、株式配当金などがご指定の預金口座へ自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	公共料金や税金、各種保険料、クレジット代金などのお支払いをご指定の口座から自動的にお支払いします。
インターネットバンキング	インターネットに接続可能な環境であれば、パソコンやスマートフォンなどを使って、どこにいても残高照会や入出金明細照会、お振込み、税金・各種料金の払込（ペイジー）、定期預金の新規ご契約をすることができます。個人のお客さま向けのサービスです。
豊橋商工信用組合ビジネスバンキング	法人・個人事業主さま向けのインターネットバンキングです。残高照会・入出金明細照会・お振込み、税金・各種料金の払込（ペイジー）だけでなく、データ伝送（総合振込・給与（賞与）振込）もご利用いただけます。
で ん さ い サ ー ビ ス	手形等に代わる新たな資金決済サービスです。インターネットまたは店頭で債権の発生・譲渡・分割・支払が可能です。
キャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	キャッシュカード1枚で、当組合の本支店をはじめ、全国の信用組合・銀行・信用金庫・セブン銀行・ゆうちょ銀行など提携金融機関で現金のお引き出しができます。
デビットカードサービス	ジェイデビットのマークのある加盟店で、お手持ちのキャッシュカードを使用して決済ができます。
Bank Pay サービス	日本電子決済推進機構が運営するスマホ決済サービスです。BankPay加盟店でのお支払いに利用でき、お客さまの口座から即時に引き落としされます。また、手数料無料で個人間送金ができる小口決済サービス「こたら送金」もご利用いただけます。
QRコード・バーコード決済サービス	J-Coin Pay、PayPayなど当組合の預金口座を連携し、チャージすることで加盟店でのお支払いに利用できます。
国債の窓口販売	中期および長期の利付国債、個人向け国債の購入ができます。
保険商品の窓口販売	損害保険代理店として、長期火災保険・債務返済支援保険・傷害保険の取り扱いをしています。また、生命保険代理店として医療保険・がん保険・終身保険・介護保険・認知症保険の取り扱いをしています。
貸 金 庫（新規の取扱いはありません）	預金証書や貴金属などの保管にご利用いただけます。当組合本店営業部および東田支店には、カード式全自動システムの貸金庫を設置しており、その都度職員が立ち会うことなく、お気軽に利用できる貸金庫もあります。
夜 間 金 庫	売上代金などを当組合の営業時間外でもお預かりし、翌営業日にはご指定の口座に入金をいたします。
株式の払い込み	会社の設立、増資払込み金のお取扱いをいたします。
あぜりあクラブ	当組合で公的年金をお受け取りになられている方に、親睦旅行などの催し物のご案内、優遇金利預金商品・お誕生日プレゼントなどの特典をご用意しております。
無 料 暮 ら し の 相 談 コ ー ナ ー	社会保険労務士の先生が年金に関するご相談に応じます。赤羽根支店で第2水曜日に取引のあるお客様向けに行っております。（要予約）
わ が 社 の ミ ラ イ 相 談 所	起業や事業承継、各種労務問題、農業漁業に携わるお客様向けの経営相談など、事業を営む方向けの相談会を随時行っています。事業を営む方だけではなく、個人の方の相続に関する相談も承っています。

◆各種手数料（2026年7月1日現在）（単位：円）＊注 下記手数料には消費税等が含まれています。

■振込手数料（窓口扱い）

	他金融機関 あて	本支店 あて	同一店舗 あて	他金融機関 あて給与振込
組合員	5万円未満	550	220	165
	5万円以上	770	440	
非組合員	5万円未満	660	330	
	5万円以上	880	550	

■インターネットバンキング振込手数料

	他金融機関 あて	本支店 あて	同一店舗 あて	他金融機関 あて給与振込
組合員	5万円未満	220	無料	165
	5万円以上	440		
非組合員	5万円未満	440		
	5万円以上	660		

■振込手数料（渉外扱い）

	他金融機関 あて	本支店 あて	同一店舗 あて	他金融機関 あて給与振込
組合員	5万円未満	770	440	385
	5万円以上	990	660	
非組合員	5万円未満	880	550	
	5万円以上	1,100	770	

■ATM振込手数料（当組合カード）

	他金融機関あて	本支店あて	同一店舗あて
組合員	5万円未満	330	無料
	5万円以上	550	
非組合員	5万円未満	550	220
	5万円以上	770	

ATM利用手数料

※一部の店舗で利用可能
時間帯が異なります。

当組合カードをご利用の場合

お預入れ お引出し	平 日	8:30～19:00	無料
	土曜日	9:00～17:00	
	日曜・祝日	9:00～17:00	

他金融機関カードをご利用の場合

お預入れ お引出し	平 日	8:30～18:00	110
		18:00～19:00	220
	土曜日	9:00～14:00	110
		14:00～17:00	220
	日曜・祝日	9:00～17:00	220

セブン銀行ATM利用手数料 (当組合カード)

お預入れ お引出し	平 日	0:00～ 8:45	110
		8:45～18:00	無料
		18:00～24:00	110
	土曜日	0:00～ 9:00	110
		9:00～14:00	無料
	日曜・祝日	0:00～24:00	110

当組合のカードをお持ちの方へ

2010年6月18日以降、当組合のキャッシュカード、ローンカードを当組合以外の提携ATMでご利用される場合、ATM利用明細票に示されたATM利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料が減額される場合があります。これは、利息制限法の改正により、110円を超えるATM利用手数料が新たに利息と見なされる場合があり、その場合の超える部分については当組合が負担するためです。次のお取り扱いなどが該当しますので、ご理解のほどお願いいたします。

- ◆キャッシュカードによる出金取引で、総合口座のお借り入れが発生する場合
- ◆キャッシュカードによる入金取引で、借入れのご返済が行われる場合
- ◆ローンカードによるお借り入れ、ご返済の場合

その他の手数料

内容			手数料	内容			手数料		
不動産担保 手数料	設定 【営業区域内】	新規設定	55,000	各種組戻料			1,100		
		極度額増額	33,000	豊橋商工信用組合 ビジネスバンキング 月額基本使用料		スタンダードサービス 1ヶ月	1,100		
		根抵当権譲受	55,000			フルサービス 1ヶ月	3,300		
	設定 【営業区域外】	新規設定	82,500	でんさい サービス	取引種別	インターネット	窓口		
		極度額増額	55,000		発生記録	330	880		
		根抵当権譲受	82,500		譲渡記録	165	660		
	その他	追加担保	22,000		分割記録	330	880		
		順位変更	11,000		入金手数料	220	220		
		債務者変更	11,000	国債口座管理手数料(年間)			無料		
		担保解除	11,000	株式払込 手数料	払込 額	5千万円未満 5千万円以上	払込額に対して	0.3%×1.10 0.2%×1.10	
		極度額減額	11,000						
根抵当権譲受	11,000								
期限前 完済 手数料	保証 付	一般証書貸付	固定・変動・期間に関係なく一律	11,000	取引明細表発行手数料 (手数料=A+B)		1先につき(A) 1枚につき(B)	550 110	
		住宅ローン	固定金利型 当初より7年以内	55,000	融資 取扱 手数料	消費者ローン		1件につき	1,650
		当初より7年超	11,000	住宅ローン		保証会社ご利用	88,000		
		変動金利型 期間関係なく	11,000			保証会社無／定額型	165,000		
	保証 なし	一般証書貸付 住宅ローン	固定金利型 残債額×0.5%×残日数÷365			フラット35		保証会社無／定率型	借入金額×1.65%
		一般証書貸付 住宅ローン (期限前返済 特約書無)	変動金利型 残債額×1%	1件につき				55,000	
		その 他 の ロ ー ン	固定・変動・期間に関係なく一律	11,000	質貸目的アバマンローン		基本手数料	165,000	
	一部繰上返済手数料 (一般証書貸付・住宅ローン・その他のローン)			一律	5,500	期限延長【確定債務扱・変更保証書扱(協会付保手貸)】		1件につき	11,000
	条件変更手数料【住宅ローンを除く】 (返済期間・返済額変更・返済方法変更・金利引下げ・金利方式変更)			一律	11,000	債務者・保証人変更		保証人変更 債務引受	11,000 11,000
	条件変更手数料 【住宅ローン】	保証 付	条件変更手数料	11,000	融資証明書 発行手数料		事業性 非事業性	1通につき 1通につき	11,000 11,000
			再特約手数料	11,000	保証書(債務保証)発行手数料		1通につき	5,500	
特約期間中の条件変更			11,000	質権設定承諾書発行手数料		1通につき	5,500		
保証 なし		条件変更手数料	11,000	両替機		両替手数料	50枚以下 51枚～500枚 501枚～1,000枚 1,001枚～1,500枚 以後500枚ごと	無料 550 1,100 1,650 550	
		再特約手数料	11,000			月間手数料	5,500		
地方税等取次手数料 ※営業エリア(豊橋、豊川、田原、新城、湖西、 北設楽郡【設楽町・東栄町・豊根村】)は除く			5万円未満 5万円以上	660 880	硬貨取扱 手数料	50枚以下 51枚～500枚 501枚～1,000枚 1,001枚～1,500枚 以後500枚ごと	無料 550 1,100 1,650 550		
残高証明書手数料1通につき※所定用紙の場合			440	個人データ 開示手数料		開示請求書1通につき		基本手数料	2,200
再発行手数料1件につき(通帳・証書・カード・出資証券)			1,100			氏名住所電話等基本情報		加算手数料	550
口座自動振替手数料 請求件数1件につき (※取扱内容により料金異なります)			※ 55		取引残高に関する情報		特定日毎	220	
紙媒体の総合振込・給与振込等事務手数料 ※単票1回につき10枚以上の依頼書を受付する場合を含む			1件につき		5,500	取引の履歴に関する情報		1口座1ヶ月毎	550
						上記以外の情報1項目毎		1,100	
					摘要入力専 用伝票	普通預金入金帳(摘要入力用)	1冊(50枚綴り)	5,500	
						当座預金入金帳(摘要入力用)	1冊(50枚綴り)	5,500	
						普通預金入金伝票綴(摘要入力用)	1冊(50枚綴り)	5,500	
						普通預金払戻請求書伝票綴(摘要入力用)	1冊(50枚綴り)	5,500	
						破産管財人等口座開設手数料	1口座につき	22,000	

● 財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2024年度	2025年度		2024年度	2025年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	2,293,021	1,261,016	預 金 積 金	154,593,857	144,887,947
預 け 金	60,480,386	55,507,353	当 座 預 金	6,735,235	4,679,735
金 銭 の 信 託	3,064,144	2,342,103	普 通 預 金	67,212,750	66,795,641
有 価 証 券	13,548,311	12,571,840	貯 蓄 預 金	523,294	548,927
国 債	4,126,419	4,080,600	通 知 預 金	112,938	499,469
社 債	5,947,880	5,185,070	定 期 預 金	76,080,948	68,975,151
株 式	61,690	59,370	定 期 積 金	3,556,802	3,035,604
そ の 他 の 証 券	3,412,320	3,246,798	そ の 他 の 預 金	371,887	353,418
貸 出 金	82,965,861	80,325,420	借 用 金	2,400,000	1,200,000
割 引 手 形	4,832	6,152	借 入 金	2,400,000	1,200,000
手 形 貸 付	12,557,658	10,558,346	そ の 他 負 債	399,396	414,066
証 書 貸 付	66,900,103	66,307,359	未 決 済 為 替 借	27,938	26,849
当 座 貸 越	3,503,265	3,453,562	未 払 費 用	113,265	163,323
そ の 他 資 産	2,438,984	1,902,648	給 付 補 填 備 金	876	1,664
未 決 済 為 替 貸	12,345	6,480	未 払 法 人 税 等	5,529	4,660
全 信 組 連 出 資 金	719,000	719,000	前 受 収 益	42,932	48,946
未 収 収 益	124,721	294,911	払 戻 未 済 金	38,534	13,516
そ の 他 の 資 産	1,582,916	882,256	職 員 預 り 金	130,992	115,718
有 形 固 定 資 産	2,227,741	1,985,188	リ ー ス 債 務	2,816	2,048
建 物	759,304	675,723	資 産 除 去 債 務	10,279	9,791
土 地	1,319,520	1,201,771	そ の 他 の 負 債	26,230	27,548
リ ー ス 資 産	2,560	1,862	賞 与 引 当 金	44,457	35,560
建 設 仮 勘 定	4,124	—	退 職 給 付 引 当 金	103,246	96,874
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	142,232	105,830	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	3,600	4,300
無 形 固 定 資 産	63,702	79,221	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8,123	6,752
ソ フ ト ウ ェ ア	54,431	71,455	偶 発 損 失 引 当 金	158,210	138,616
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9,270	7,765	繰 延 税 金 負 債	7,120	7,807
前 払 年 金 費 用	25,988	27,784	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	64,829	53,110
債 務 保 証 見 返	446,624	512,913	債 務 保 証	446,624	512,913
貸 倒 引 当 金	△ 2,946,736	△ 3,007,771	負 債 の 部 合 計	158,229,466	147,357,949
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,635,792	△ 2,715,558	(純 資 産 の 部)		
			出 資 金	4,969,357	4,956,581
			普 通 出 資 金	1,469,357	1,456,581
			優 先 出 資 金	3,500,000	3,500,000
			資 本 剰 余 金	1,799,788	1,799,788
			資 本 準 備 金	1,799,788	1,799,788
			利 益 剰 余 金	136,399	324,335
			利 益 準 備 金	—	14,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	136,399	310,335
			特 別 積 立 金	—	—
			(うち目的積立金)	—	—
			当 期 未 処 分 剰 余 金	136,399	310,335
			組 合 員 勘 定 合 計	6,905,545	7,080,704
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 693,010	△ 1,061,086
			土 地 再 評 価 差 額 金	166,030	130,151
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 526,980	△ 930,935
			純 資 産 の 部 合 計	6,378,564	6,149,769
資 産 の 部 合 計	164,608,030	153,507,719	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	164,608,030	153,507,719

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,980,919	2,082,485
資 金 運 用 収 益	1,385,740	1,730,848
貸 出 金 利 息	1,132,084	1,270,268
預 け 金 利 息	127,984	341,686
有価証券利息配当金	103,225	96,428
その他の受入利息	22,445	22,465
役務取引等収益	133,987	125,999
受入為替手数料	41,444	39,893
その他の役務収益	92,543	86,106
その他業務収益	20,136	22,443
国債等債券償還益	1,817	555
その他の業務収益	18,319	21,888
その他経常収益	441,054	203,193
貸倒引当金戻入益	156,869	—
償却債権取立益	152	120
金銭の信託運用益	227,452	192,066
その他の経常収益	56,579	11,006
経 常 費 用	1,845,764	1,894,494
資 金 調 達 費 用	94,332	187,363
預 金 利 息	93,017	184,999
給付補填備金繰入額	620	1,739
その他の支払利息	694	624
役務取引等費用	144,133	132,917
支払為替手数料	16,915	16,703
その他の役務費用	127,218	116,213
その他業務費用	4,481	187
国債等債券償還損	4,454	—
その他の業務費用	27	187
経 費	1,455,772	1,342,951
人 件 費	934,206	814,053
物 件 費	459,762	468,294
税 金	61,803	60,603
その他経常費用	147,044	231,074
貸倒引当金繰入額	—	166,587
金銭の信託運用損	112,327	20,484
その他の経常費用	34,716	44,002
経 常 利 益	135,154	187,990

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
特 別 利 益	10,053	7,143
固定資産処分益	609	6,843
その他の特別利益	9,443	300
特 別 損 失	2,648	123,507
固定資産処分損	2,182	13,298
減 損 損 失	465	110,208
税引前当期純利益	142,559	71,627
法人税、住民税及び事業税	6,183	4,660
過年度法人税等	—	△ 74,057
法人税等調整額	△ 22	△ 11,032
法 人 税 等 合 計	6,160	△ 80,429
当 期 純 利 益	136,399	152,056
繰越金(当期首残高)	—	122,399
土地再評価差額金取崩額	—	35,879
当期末処分剰余金	136,399	310,335

■剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	136,399,165	310,335,028
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	14,000,000	16,000,000
利益準備金	14,000,000	16,000,000
普通出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(一円につき一円の割合)	(一円につき一円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	122,399,165	294,335,028

■法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「かがやき監査法人」の監査を受けております。

■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2026年6月26日

豊橋商工信用組合 理事長 丸 藤 保 彦

貸借対照表の注記事項（2026年3月期）

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）。但し、市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の信託については時価法、その他金銭の信託については上記2のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（1998年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
- なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 102百万円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 266百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 財産評価基準書の路線価を基に奥行価格補正、側方路線、二方路線、間口狭小奥行長大及び不整形地の補正を合理的に行って算出しました。路線価のない地区においては、財産評価基準書の評価倍率表により算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △139百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 3年～42年
- その他 2年～15年
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は816百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 0.946%
- （自：2024年4月1日 至：2025年3月31日）
- (3) 補足説明
- 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円（及び財務上の剰余金は44,804百万円）であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、基本掛金等39百万円を費用処理しております。なお、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものとなります。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 重要な会計上の見積りに関する注記
- 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|-----------|
| 貸 出 金 | 80,325百万円 |
| 貸倒引当金 | △3,007百万円 |
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 48百万円
18. 子会社等の株式または出資金の総額 1百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 78百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 1,644百万円
21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,104百万円
危険債権額	5,934百万円
三か月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	37百万円
小計額	8,080百万円
正常債権額	72,792百万円

- 合計額 80,873百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三か月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三か月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、6百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保提供している資産はありません。
- なお、為替取引のために預け金2,500百万円、日本銀行貸出支援基金供給制度利用のために預け金8,900百万円と国債2,400百万円、公金取扱いのために保証金200千円を担保として提供しております。
24. 出資1口当りの純資産額は、116円70銭です。
25. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場での運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、A L M委員会は資産・負債を総合的に管理し、損益予測をはじめ、金利・為替・株価等の市場予測及びリスクの定量化により経営目標策定に関わる情報を提供し、当組合の適正な利益確保に寄与するよう行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。このため、有価証券は、主に債券・投資信託であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- なお、当組合は、外貨建有価証券の保有はありません。
- また、通貨スワップ取引・金利スワップ取引・デリバティブ取引も実施しておりません。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、与信先の信用状況把握が何よりも重要であるとの認識のもと、適正な信用付与と実態分析による与信判断、不動産担保評価システムによる不動産価額の適正評価等を実施しております。
- さらに信用リスクを回避する観点から特定業種やお客様に偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図っております。
- また、個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く態勢としております。リスク管理委員会等各種委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議検討するとともに、経営陣による常務会・理事会等において報告する態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- なお、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、運用実績・運用方針の遵守性、リスク管理情報の定期的なチェックを行っております。
- また、A L M委員会が金利・為替予測を行い、市場流動性の管理、損益の管理を含め資産・負債を総合的に管理しております。
- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請・運用限度枠の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合では、「有価証券」・「預け金」・「貸出金」・「預金積金」・「借入金」の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のV a Rは、分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、2026年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推値）は、全体で1,252百万円です。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、日次・月次等で流動性の資金繰り管理を行うほか、支払準備資産残高管理を行い、流動性のリスク管理を行っております。
- また、不測の資金流出に備えて支払準備資産の保有基準を定め、流動性確保に努めております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等になった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
- 2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	55,507	55,448	△ 58
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的債券	2,203	2,083	△ 120
その他の有価証券	10,368	10,368	—
	12,571	12,451	△ 120
(3) 金 銭 の 信 託			
売買目的の金銭の信託	246	246	—
その他の金銭の信託	2,095	2,095	—
	2,342	2,342	—
(4) 貸 出 金	80,325	79,471	△ 853
貸倒引当金	△ 3,007	△ 3,007	—
	77,317	76,464	△ 853
金 融 資 産 計	147,738	146,706	△ 1,032
(1) 預 金 積 金	144,887	144,315	△ 572
(2) 借 用 金	1,200	1,200	—
金 融 負 債 計	146,087	145,515	△ 572

注1. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

当該信託資産に関する報告書をもとに時価評価しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、変動金利によるものは帳簿価額を時価としております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1
非 上 場 株 式	58
組 合 出 資 金	719

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません。

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	2,203	2,083	△ 120
国 債	1,002	920	△ 82
社 債	900	869	△ 30
そ の 他	300	294	△ 6
合 計	2,203	2,083	△ 120

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

該当ありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	7,362	7,891	△ 528
国 債	3,077	3,292	△ 214
社 債	4,285	4,598	△ 313
そ の 他	2,946	3,394	△ 448
合 計	10,308	11,285	△ 976

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価より回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とともに、評価差額を当該事業年度の損失として「減損処理」することとしております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

(1) 期末時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上の下落の場合

①「著しい下落」に該当するものとし、合理的な反証のある場合を除き減損処理する。

(2) 期末時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満の下落の場合

①発行体の信用リスクに係る評価において、「正常先」とみなせない場合は、「著しい下落」に該当するものとし、「回復の見込み」を判断する。

その結果、「回復の見込みがない」と判断した場合は減損処理する。

②次の全てを満たす場合は、「正常先」とみなす。

・直近において、当該有価証券の長期付が「B B相当以上である。

・当該有価証券の発行体企業が、債務超過の状態にない。

・当該有価証券の発行体企業が、2期連続して損失を計上していない。

③「回復の見込み」の判断

・当期末以前2年間における時価が取得原価又は償却原価の80%以上を一度も上回っていない場合は、「回復の見込みがない」と判断する。

28. 金銭信託の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
売買目的の金銭の信託	246	30

(注) 貸借対照表計上額は、当該信託財産に関する報告書に基づく時価により計上したものであります。

(2) 満期保有目的の金銭の信託はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
その他の金銭の信託	2,095	2,167	△ 72

(注) 貸借対照表計上額は、当該信託財産に関する報告書に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却したその他の有価証券は該当ありません。

30. 当期中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

31. 当期中に保有目的を区分変更してはおりません。

32. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,293	4,792	2,158	1,021
国 債	—	2,366	1,002	711
社 債	1,293	2,426	1,155	310
そ の 他	398	300	1,865	682
合 計	1,691	5,092	4,024	1,703

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,590百万円であります。なお、これらの融資未実行残高はすべて原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位:百万円)
貸倒引当金	1,429
退職給付引当金	27
役員退職慰労引当金	1
賞与引当金	9
減損損失	71
有価証券評価損	13
その他の引当金	40
税務上の繰越欠損金	832
その他	5
繰延税金資産小計	2,431
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△ 832
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当金	△ 1,599
評価性引当額 小計	△ 2,371
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

前払年金費用

繰延税金負債合計

7

7

繰延税金資産の純額

△ 7

(注) 税務上の繰越欠損金及びその他の繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金	—	—	74	101	723	899
評価性引当額	—	—	△ 74	△ 101	△ 723	△ 869
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

損益計算書の注記事項 (2026年3月期)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社等との取引による収益総額 0百万円

3. 子会社等との取引による費用総額 0百万円

4. 出資1口当たりの当期純利益 21円25銭

5. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失額
事業用資産	建物	豊橋市	12,110千円
	その他有形固定資産 (工具器具備品)	豊橋市	2,077千円
	土地	豊橋市	50,012千円
	その他無形固定資産 (電話加入権)	豊橋市	312千円
	建物	田原市	27,851千円
	その他有形固定資産 (工具器具備品)	田原市	6,808千円
	土地	田原市	11,035千円

当組合は、事業用資産 (店舗) については、キャッシュ・フローが相互補完的である地域単位で、移転、廃止予定資産および遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている地域、経済環境が著しく悪化している地域及び帳簿価額に対して著しく時価が下落している地域及び遊休資産等について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 減損損失の内訳

建物	39,961千円
その他有形固定資産	8,885千円
土地	61,048千円
その他有形固定資産	312千円
合 計	110,208千円

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額とし、実勢価額の調査等を基に算出評価しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,905	7,080
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,769	6,756
うち、利益剰余金の額	136	324
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	310	292
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	310	292
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,216	7,372
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	46	56
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	46	56
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	18	19
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	65	76
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,151	7,295
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	74,251	69,587
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,237	2,976
フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	77,488	72,564
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.22%	10.05%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (2006年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項 目	第70期 2021年度	第71期 2022年度	第72期 2023年度	第73期 2024年度	第74期 2025年度
利 益	経 常 収 益	2,326	1,851	1,523	1,980
	業 務 純 益	175	△ 888	△ 1,113	△ 156
	経 常 利 益	584	△ 956	△ 2,415	135
	当 期 純 利 益	742	△ 1,358	△ 2,559	136
残 高	純 資 産 額	6,061	4,236	6,493	6,378
	総 資 産 額	175,327	170,778	171,973	164,608
	預 金 積 金 残 高	161,262	161,219	161,747	154,593
	貸 出 金 残 高	84,545	83,655	84,034	82,965
出 資 金 他	有 価 証 券 残 高	37,392	18,768	13,367	13,548
	普 通 出 資 総 額	1,530	1,509	1,507	1,469
	普 通 出 資 総 口 数	7,653 千口	7,546 千口	7,537 千口	7,346 千口
	組 合 員 数	24,006 名	23,762 名	23,356 名	22,771 名
出 資 金 他	普 通 出 資 対 する 配 当 金	14,948 千円	— 千円	— 千円	— 千円
	普 通 出 資 配 当 率	1.00 %	— %	— %	— %
	優 先 出 資 総 額	1,500	1,500	3,500	3,500
	優 先 出 資 総 口 数	1,500 千口	1,500 千口	2,500 千口	2,500 千口
出 資 金 他	優 先 出 資 配 当 率	0.59 %	— %	— %	— %
	単 体 自 己 資 本 比 率	7.93 %	6.14 %	8.41 %	9.22 %
	職 員 数	170 人	172 人	161 人	141 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率（単体）」は、2006年金融庁告示第22号により算出しております。

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	2024年度	161,787 百万円	1,385,740 千円	0.85 %
	2025年度	153,732	1,730,848	1.12
うち 貸出金	2024年度	83,142	1,132,084	1.36
	2025年度	81,285	1,270,268	1.56
うち 預け金	2024年度	63,147	127,984	0.20
	2025年度	57,822	341,686	0.59
うち 有価証券	2024年度	14,778	103,225	0.69
	2025年度	13,905	96,428	0.69
資金調達勘定	2024年度	161,025	94,332	0.05
	2025年度	151,656	187,363	0.12
うち 預金積金	2024年度	158,485	93,638	0.05
	2025年度	150,128	186,738	0.12
うち 借入金	2024年度	2,400	—	0.00
	2025年度	1,403	—	0.00

■総資産経常利益率、総資産当期純利益率 (単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.07	0.11
総資産当期純利益率	0.08	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用利回 (a)	0.85	1.12
資金調達原価率 (b)	0.96	1.00
総資金利鞘 (a - b)	△ 0.11	0.12

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

■業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
資金運用収益	1,385,740	1,730,848
資金調達費用	94,332	187,363
資金運用収支	1,291,408	1,543,485
役務取引等収益	133,987	125,999
役務取引等費用	144,133	132,917
役務取引等収支	△ 10,146	△ 6,917
その他業務収益	20,136	22,443
その他業務費用	4,481	187
その他の業務収支	15,654	22,255
業務粗利益	1,314,219	1,562,490
業務粗利益率	0.81 %	1.01 %
業務純益	△ 156,854	238,269
実質業務純益	△ 156,854	219,538
コア業務純益	△ 154,217	218,983
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	△ 154,217	218,983

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
受取利息	残高	1,385,740
	増減	23,381
支払利息	残高	94,332
	増減	69,315

● 有価証券の時価等情報

■ 売買目的有価証券
該当ありません。

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で
時価のあるもの
該当ありません。

■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	1,003	972	△ 30	1,002	920	△ 82
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	900	879	△ 20	900	869	△ 30
	その他	300	297	△ 3	300	294	△ 6
	小 計	2,204	2,149	△ 54	2,203	2,083	△ 120
合 計		2,204	2,149	△ 54	2,203	2,083	△ 120

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

■ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,170	8,589	△ 418	7,362	7,891	△ 528
	国 債	3,123	3,291	△ 168	3,077	3,292	△ 214
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,047	5,298	△ 250	4,285	4,598	△ 313
	その他	3,111	3,493	△ 382	2,946	3,394	△ 448
	小 計	11,282	12,083	△ 800	10,308	11,285	△ 976
合 計		11,282	12,083	△ 800	10,308	11,285	△ 976

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1	1
非上場株式	61	58
組合出資金	719	719
合 計	781	778

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

■ 預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		2024年度	2025年度
預 貸 率	(期 末)	53.66	55.43
	(期中平均)	52.46	54.14
預 証 率	(期 末)	8.76	8.67
	(期中平均)	9.32	9.26

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 金銭の信託に関する状況

■ 売買目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2024年度		2025年度	
貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
1,021	△ 109	246	30

(注) 貸借対照表計上額は、当該信託財産に関する報告書に基づく時価により計上しております。

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2024年度			2025年度		
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
2,042	1,934	108	2,095	2,167	△ 72

● 資金調達

■ 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	75,859	47.86	73,386	48.88
定 期 性 預 金	82,428	52.00	76,549	50.98
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
その他の預金	197	0.12	19	0.12
合 計	158,485	100.00	150,128	100.00

■ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
固定金利定期預金	76,002	68,901
変動金利定期預金	78	73
その他の定期預金	—	—
合 計	76,080	68,974

● 資金運用

■ 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
手形貸付	12,504	11,126
証書貸付	67,467	66,788
当座貸越	3,148	3,365
割引手形	22	5
合 計	83,142	81,285

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	7,024	8.5	5,917	7.4
農 業、林 業	1,826	2.2	1,535	1.9
漁 業	115	0.1	104	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	4,798	5.8	4,142	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	120	0.1	166	0.2
情 報 通 信 業	181	0.2	146	0.2
運輸業、郵便業	1,052	1.3	1,230	1.5
卸売業、小売業	9,443	11.4	10,854	13.5
金融業、保険業	2,782	3.4	2,717	3.4
不 動 産 業	20,779	25.0	20,321	25.3
物 品 賃 貸 業	188	0.2	156	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,091	1.3	982	1.2
宿 泊 業	27	0.0	63	0.1
飲 食 業	2,192	2.6	1,298	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,635	2.0	1,789	2.2
教育、学習支援業	341	0.4	254	0.3
医 療、福 祉	76	0.1	67	0.1
その他のサービス	3,779	4.6	3,639	4.9
その他の産業	2,422	2.9	2,255	2.8
小 計	59,880	72.2	57,976	72.2
地方公共団体	4,406	5.3	4,212	5.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	18,679	22.5	18,136	22.6
合 計	82,965	100.0	80,325	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,983	27.0	4,293	30.9
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,567	44.4	5,851	42.1
株 式	61	0.4	61	0.4
外 国 証 券	4,165	28.2	3,698	26.6
その他の証券	0	0.0	—	—
合 計	14,778	100.0	13,905	100.0

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

区 分	金 額	債務保証見返額
当組合預金・積金	2024年度	1,262
	2025年度	1,243
有価証券	2024年度	47
	2025年度	56
動産	2024年度	4
	2025年度	—
不動産	2024年度	42,312
	2025年度	41,746
その他	2024年度	—
	2025年度	5
小計	2024年度	43,626
	2025年度	43,051
信用保証協会・信用保険	2024年度	7,238
	2025年度	7,044
保証	2024年度	18,074
	2025年度	16,961
信用	2024年度	14,025
	2025年度	13,267
合 計	2024年度	82,965
	2025年度	80,325

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期間の定め のないもの	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合 計
国債	2024年度	—	—	2,356	1,003	4,126
	2025年度	—	—	2,366	1,002	4,080
地方債	2024年度	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—
短期社債	2024年度	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—
社債	2024年度	—	697	3,341	1,395	5,947
	2025年度	—	1,293	2,426	1,155	5,185
株式	2024年度	61	—	—	—	61
	2025年度	59	—	—	—	59
外国証券	2024年度	—	99	696	1,883	3,412
	2025年度	—	398	300	1,865	3,246
その他の証券	2024年度	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—
合 計	2024年度	61	797	6,394	4,283	13,548
	2025年度	59	1,691	5,092	4,024	12,571

■貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
固定金利貸出	25,232	23,318
変動金利貸出	57,733	57,006
合 計	82,965	80,325

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
運 転 資 金	38,211	35,797
設 備 資 金	44,754	44,528
合 計	82,965	80,325

■貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

■協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)	引当率 (C)／(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	2,106	985	1,121	100.00	100.00
	2025年度	2,104	816	1,287	100.00	100.00
危 険 債 権	2024年度	6,830	4,306	1,514	85.21	60.00
	2025年度	5,934	3,554	1,427	83.96	59.99
要管理債権	2024年度	22	20	0	94.47	29.44
	2025年度	41	12	6	46.63	22.74
三月以上延滞債権	2024年度	20	20	0	100.00	100.00
	2025年度	3	2	0	76.89	40.48
貸出条件緩和債権	2024年度	1	0	0	0.00	0.00
	2025年度	37	10	5	43.49	21.76
小 計	2024年度	8,958	5,311	2,636	88.71	72.28
	2025年度	8,080	4,384	2,722	87.94	73.64
正 常 債 権	2024年度	74,489				
	2025年度	72,792				
合 計	2024年度	83,448				
	2025年度	80,873				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

● リスク管理体制

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本基礎項目とコア資本調整項目で構成されております。コア資本基礎項目は出資金・資本剰余金及び利益剰余金等で構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

○普通出資

- ①発行主体：豊橋商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 1,456百万円
- ③配当率 年0% (2025年度実績)

○非累積的永久優先出資

- ①発行主体：豊橋商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 5,299百万円
*5,299百万円のうち、貸借対照表上では3,500百万円は優先出資金、1,799百万円は資本準備金に計上しております。
- ③配当率 年0% (2025年度実績)

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、内部留保による資本の積み上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、2025年度における自己資本比率は国内基準である4%を上回る10.05%となっており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを図っていくことを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務内容の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は与信先の信用状況把握が何よりも重要であるとの認識のもと、適正な信用格付と債務者区分による与信判断、不動産担保評価システムによる不動産価額の適正評価等を実施しています。さらに信用リスクを回避する視点から特定業種やお客様に偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図っています。

また、個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し相互牽制が働く態勢としています。さらにリスク管理委員会等各種委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議検討するとともに、経営陣（理事会・常務会）に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産自己査定基準・資産自己査定実施要領」及び「償却・引当金の計上基準（償却・引当の実施マニュアル）」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

なお、当組合は、信用リスク計測手法として標準的手法を採用しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ① 格付付投資情報センター (R&I)
- ② 日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サーピス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。

当組合では、融資を行なうに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める手続き等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める事務手続き・各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・保証等が認められています。当組合では適格金融資産担保については自組合預金積金のみを対象としております。

また、信用リスク削減手法として簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引、長期決済期間取引ともに該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化商品取引を行なっておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク・人的リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、「統合的リスク管理方針」に従って管理体制や管理方法の強化に努めております。

リスクの計測に関しましては、標準的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会・ALM委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣（理事会・常務会）に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況、さらにストレステスト・バックテストの結果などを、常務会・リスク管理委員会等に定期的に報告しています。

一方、非上場株式・子会社・関連会社・政策投資株式または投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用規程」及び「資金運用方針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、リスク管理委員会・ALM委員会が協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク（以下、「IRRBB」とする。）について現在価値の変動額である Δ EVEを計測しております。なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期毎で金利リスクを計測しております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及び前提流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮はしていません。
 - (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEが正となる通貨のみを対象としております。
 - (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - (h) 前事業年度の開示からの変動に関する説明
2025年度の Δ EVEの最大値は2024年度より147百万円増加し、1,228百万円となりました。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題がない水準にあるものと判断しております。なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられとされる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
- B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量については28頁に記載しております。

【定量的な開示事項（資料編）】

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…P.30をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

■自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	74,251	2,970	69,587	2,783
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,251	2,970	69,587	2,783
（i）ソブリン向け	148	5	70	2
（ii）金融機関向け	12,745	509	12,024	480
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
（iii）カバード・ボンド向け	—	—	—	—
（iv）法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	8,972	358	7,726	309
特定貸付債権向け	—	—	—	—
（v）中堅中小企業等・個人向け	25,960	1,038	24,285	971
トランザクター向け	—	—	—	—
（vi）不動産関連向け	12,855	514	13,575	543
自己居住用不動産等向け	4,240	169	4,044	161
賃貸用不動産向け	4,582	183	4,633	185
事業用不動産関連向け	4,031	161	4,897	195
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
（vii）劣後債権及びその他資本性証券等	899	35	874	34
（viii）延滞等向け	5,530	221	4,052	162
（ix）自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	450	18	385	15
（x）株式等	61	2	77	3
（xi）重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
（xii）他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
（xiii）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	724	28	719	28
（xiv）その他	5,902	236	5,797	231
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,237	129	2,976	119
BI	2,158		1,984	
BIC	258		238	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	77,488	3,099	72,564	2,902

- （注）
1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 「その他」とは、（i）～（xiii）に区分されないエクスポージャーです。
 6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	164,562	154,231	83,449	81,235	10,554	9,853	—	—	7,460	6,649
国 外	3,794	3,694	—	—	3,794	3,694	—	—	—	—
地 域 別 合 計	168,357	157,926	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—	7,460	6,649
製 造 業	7,265	6,177	7,066	5,977	199	199	—	—	1,945	1,529
農 業、林 業	2,081	1,932	2,081	1,932	—	—	—	—	370	350
漁 業	115	105	115	105	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,826	4,174	4,826	4,174	—	—	—	—	697	678
電気、ガス、熱供給、水道業	1,822	1,868	120	166	1,702	1,701	—	—	14	13
情 報 通 信 業	1,283	1,047	181	146	1,101	901	—	—	20	—
運輸業、郵便業	1,748	1,733	1,052	1,236	696	497	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,286	11,534	9,486	10,934	799	599	—	—	1,315	1,342
金融業、保険業	67,720	62,674	2,789	2,723	3,719	3,718	—	—	1	0
不 動 産 業	21,233	20,673	20,833	20,373	400	300	—	—	1,507	1,354
物 品 賃 貸 業	188	156	188	156	—	—	—	—	27	27
学術研究、専門・技術サービス業	1,113	1,008	1,113	1,008	—	—	—	—	13	26
宿 泊 業	27	63	27	63	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	2,194	1,302	2,194	1,302	—	—	—	—	73	43
生活関連サービス業、娯楽業	1,636	1,793	1,636	1,793	—	—	—	—	420	456
教育、学習支援業	341	269	341	269	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	88	76	88	76	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,513	4,710	3,780	3,976	733	733	—	—	389	310
その他の産業	2,422	2,255	2,422	2,255	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	9,404	9,111	4,409	4,215	4,995	4,895	—	—	—	—
個 人	18,693	18,347	18,693	18,347	—	—	—	—	664	516
そ の 他	9,347	6,909	0	0	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	168,357	157,926	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—	7,460	6,649
1 年 以 下	105,550	75,496	54,805	55,150	799	1,499	—	—		
1 年超3年以下	13,677	11,720	9,377	8,420	4,299	3,299	—	—		
3 年超5年以下	8,022	7,331	5,822	5,232	2,199	2,099	—	—		
5 年超7年以下	6,398	5,780	3,098	2,586	3,300	3,193	—	—		
7 年超10年以下	3,455	3,483	2,158	2,280	1,296	1,202	—	—		
1 0 年 超	8,395	7,391	6,003	5,198	2,391	2,192	—	—		
期間の定めのないもの	13,027	38,903	1,700	1,457	61	59	—	—		
そ の 他	9,830	7,819	483	910	—	—	—	—		
残存期間別合計	168,357	157,926	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金・固定資産・その他資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	295	310	—	295	310
	2025年度	310	292	—	310	292
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	3,005	2,635	98	2,906	2,635
	2025年度	2,635	2,715	105	2,530	2,715
合 計	2024年度	3,300	2,946	98	3,201	2,946
	2025年度	2,946	3,007	105	2,841	3,007

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高		2024年度	2025年度
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
製 造 業	784	698	698	712	784	698	698	712	—	—
農 業、林 業	152	184	184	208	152	184	184	208	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	231	240	240	240	231	240	240	240	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	6	6	6	—	6	6	6	—	—
情報通信業	20	20	20	—	20	20	20	—	—	—
運輸業、郵便業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	538	479	479	543	538	479	479	543	—	—
金融業、保険業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—
不動産業	584	594	594	591	584	594	594	591	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	349	152	152	157	349	152	152	157	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	171	164	164	149	171	164	164	149	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	163	92	92	92	163	92	92	92	—	—
合 計	3,005	2,635	2,635	2,715	3,005	2,635	2,635	2,715	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
現金	2,293	1,261	—	—	2,293	1,261	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,498	4,499	—	—	4,498	4,499	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	402	302	—	—	402	302	—	—	80	60	20%	20%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,409	4,215	—	—	4,409	4,215	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	100	—	—	100	100	—	—	10	10	10%	10%
地方三公社向け	288	—	—	—	288	—	—	—	57	—	20%	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,775	59,970	—	—	64,775	59,970	—	—	12,745	12,024	20%	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	12,235	10,235	2,353	2,403	12,235	10,235	2,353	2,403	8,972	7,726	62%	61%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	31,493	30,095	446	875	31,493	30,095	441	874	25,960	24,285	81%	78%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	25,835	26,763	—	—	25,835	26,763	—	—	12,855	13,575	50%	51%
自己居住用不動産等向け	13,235	12,554	—	—	13,235	12,554	—	—	4,240	4,044	32%	32%
賃貸用不動産向け	8,416	9,221	—	—	8,416	9,221	—	—	4,582	4,633	54%	50%
事業用不動産関連向け	4,183	4,987	—	—	4,183	4,987	—	—	4,031	4,897	96%	98%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	700	—	—	—	700	—	—	899	874	—	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,558	3,758	—	—	4,558	3,758	—	—	5,530	4,052	121%	108%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	450	385	—	—	450	385	—	—	450	385	100%	100%
取立未済手形	12	26	—	—	12	26	—	—	2	5	20%	20%
信用保証協会等による保証付	6,206	5,902	—	—	6,206	5,902	—	—	383	417	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	61	59	—	—	61	59	—	—	61	77	100%	130%
合計									74,251	69,587		

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2024年度	2,293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,261	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	4,498	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	4,499	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	402	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2024年度	4,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	4,215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2024年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2024年度	—	—	—	988	—	1,193	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	2,400	—	—	58,974	—	1,507	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,200	—	—	56,070	—	2,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	2024年度	—	—	—	1,302	—	500	—	—	—	—	—	—	5,610	—	—	—
	2025年度	—	—	—	1,201	—	500	—	—	—	—	—	—	4,309	—	—	—
特定貸付債権向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2024年度	—	31	—	1,910	1,503	6,453	—	1,111	—	2,301	—	3,030	1,547	—	2,183	—
	2025年度	434	—	—	1,965	1,632	5,690	—	762	—	2,012	—	3,934	1,754	—	1,603	—
自己居住用不動産等向け	2024年度	—	31	—	1,910	1,503	5,733	—	—	—	2,301	—	—	1,547	—	—	—
	2025年度	—	—	—	1,965	1,632	4,997	—	—	—	2,012	—	—	1,754	—	—	—
賃貸用不動産向け	2024年度	—	—	—	—	—	719	—	1,111	—	—	—	3,030	—	—	2,183	—
	2025年度	434	—	—	—	—	692	—	762	—	—	—	3,934	—	—	1,603	—
事業用不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	231	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	688	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	2024年度	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2024年度	2,307	3,832	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,696	4,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2024年度	15,908	3,964	—	63,592	1,503	9,654	—	1,111	—	2,301	—	3,030	7,388	—	2,183	—
	2025年度	13,306	4,270	—	59,567	1,632	8,891	—	762	—	2,012	—	3,934	6,752	—	1,603	—

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																合計
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
現金	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,293	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,261	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,498	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,499	
外国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	402	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	302	
国際決済銀行等向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,409	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,215	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
地方三公社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,182	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,882	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,970	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2024年度	—	—	—	20,598	—	—	4,839	—	—	—	—	—	—	—	—	32,851	
	2025年度	—	—	—	18,999	—	—	4,251	—	—	—	—	1	—	—	—	29,264	
特定貸付債権向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	2024年度	—	6,307	—	—	—	—	3,695	—	—	—	—	—	—	—	—	10,002	
	2025年度	—	6,515	—	—	—	—	3,214	—	—	—	—	—	—	—	—	9,730	
トランザクター向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	2024年度	1,173	640	—	—	1,046	—	—	666	1,632	—	—	441	—	—	—	25,673	
	2025年度	1,136	1,661	—	—	1,146	—	—	66	2,449	—	—	365	—	—	—	26,615	
自己居住用不動産等向け	2024年度	34	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,118	
	2025年度	33	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,447	
賃貸用不動産向け	2024年度	—	585	—	—	—	—	—	666	—	—	—	110	—	—	—	8,406	
	2025年度	—	1,610	—	—	—	—	—	66	—	—	—	99	—	—	—	9,203	
事業用不動産関連向け	2024年度	1,138	—	—	—	1,046	—	—	—	1,632	—	—	331	—	—	—	4,148	
	2025年度	1,103	—	—	—	1,146	—	—	—	2,449	—	—	265	—	—	—	4,965	
その他不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	699	—	—	—	699	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2024年度	—	—	—	—	—	—	1,985	—	—	—	—	2,287	—	—	—	4,504	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	1,491	—	—	—	—	1,479	—	—	—	3,659	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2024年度	—	—	—	—	—	—	450	—	—	—	—	—	—	—	—	450	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	385	—	—	—	—	—	—	—	—	385	
取立未済手形	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	
信用保証協会等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,139	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,866	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	2024年度	—	—	—	—	—	—	61	—	—	—	—	—	—	—	—	61	
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,449	—	—	—	—	2,449	
合 計	2024年度	1,173	6,947	—	20,598	1,046	—	11,032	666	1,632	—	—	2,728	—	—	—	156,464	
	2025年度	1,136	8,177	—	18,999	1,146	—	9,343	66	2,449	—	2,449	2,545	—	—	—	149,045	

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
40%未満	95,830	88,502	—	—	—	—	92,734	88,429
40%～70%	16,084	15,453	6	2,358	75.6	—	16,077	17,796
75%	7,482	8,674	13,401	13,208	0.7	2.7	6,947	8,177
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	20,869	19,798	4,087	4,416	7.0	10.5	20,598	18,999
90%～100%	12,235	10,615	777	915	5.1	5.7	12,078	10,489
105%～130%	2,299	5,665	—	—	—	—	2,299	5,665
150%	2,821	1,956	115	50	0.2	2.4	2,728	1,844
250%	—	—	—	—	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	157,623	150,665	18,388	20,947	2.3	4.2	153,464	151,403

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,600	2,494	199	199	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には、告示（2006年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	780	—	778	—
合 計	780	—	778	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	2

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	1,228	1,081	15	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	74
3	スティープ化	799	1,039		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,228	1,081	15	74
		ホ		ヘ	
		2025年度		2024年度	
8	自己資本の額	7,295		7,151	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

● 連結の状況

■ 豊橋商工信用組合の子法人等の状況

当組合は連結決算を行なっております。その対象となる子法人等は、次の1社であります。

[しんゆうキャピタル株式会社] *2016年4月5日 しんゆう信用保証株式会社から社名変更。

◆所在地	豊橋市東新町73番地の8
◆資本金	10,000千円
◆事業内容	信用保証業務、会社・個人の信用調査業務、投資事業組合財産の運用及び管理
◆設立年月日	1995年3月16日
◆当組合の議決権比率	14.28%
◆支配関係	子法人等

■ 連結会計年度における事業の概況

連結総資産額は前期比11,101百万円減少して153,585百万円、連結純資産額は前期比229百万円減少して6,303百万円、連結利益剰余金は前期比193百万円増加して345百万円となりました。

損益におきましては、連結経常利益187百万円・連結当期純利益151百万円を計上しました。

なお、連結自己資本比率は前期比0.84ポイント増加し10.26%となりました。また、連結リスク管理債権については前期比868百万円減少して8,080百万円となりました。

■ 主要な連結経営指標

(単位：百万円)

科 目	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
経 常 収 益	2,335	1,844	1,530	1,983	2,084
経 常 利 益	586	△ 966	△ 2,411	135	187
当 期 純 利 益	742	△ 1,359	△ 2,559	137	151
純 資 産 額	6,221	4,389	6,650	6,532	6,303
総 資 産 額	175,418	170,870	172,052	164,686	153,585
連 結 自 己 資 本 比 率	8.11%	6.31%	8.59%	9.42%	10.26%

■ 連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結される子法人等 1社
会社名 しんゆうキャピタル株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子法人等の事業年度に関する事項

- ・ 連結される子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 1社

4. 連結される子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

- ・ 連結される子法人等の資産及び負債の評価については、全面、時価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

- ・ 該当ありません。

6. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- ・ 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

● 連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025年3月期	2026年3月期	科 目	2025年3月期	2026年3月期
資 産 の 部			負債及び純資産の部		
現 金	2,293	1,261	預 金 積 金	154,512	144,809
預 け 金	60,480	55,507	借 用 金	2,400	1,200
金 銭 の 信 託	3,064	2,342	そ の 他 の 負 債	412	424
有 価 証 券	13,604	12,628	賞 与 引 当 金	44	35
貸 出 金	82,965	80,325	退職給付に係る負債	103	96
そ の 他 資 産	2,506	1,969	役員退職慰労引当金	3	4
有 形 固 定 資 産	2,227	1,985	睡眠預金払戻損失引当金	8	6
無 形 固 定 資 産	63	79	偶 発 損 失 引 当 金	158	138
退職給付に係る資産	25	27	再評価に係る繰延税金負債	64	53
繰 延 税 金 資 産	0	0	債 務 保 証	446	512
債 務 保 証 見 返	446	512	負 債 の 部 合 計	158,153	147,281
貸 倒 引 当 金	△ 2,992	△ 3,053	出 資 金	4,956	4,956
一般貸倒引当金	△ 310	△ 292	資 本 剰 余 金	1,799	1,799
個別貸倒引当金	△ 2,681	△ 2,761	利 益 剰 余 金	152	345
その他の引当金	—	—	組 合 員 勘 定 合 計	6,918	7,101
資 産 の 部 合 計	164,686	153,585	その他有価証券評価差額金	△ 693	△ 1,061
			土地再評価差額金	166	130
			評価・換算差額等合計	△ 526	△ 930
			少 数 株 主 持 分	141	132
			純 資 産 の 部 合 計	6,532	6,303
			負債及び純資産の部合計	164,686	153,585

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2025年3月期	2026年3月期
経 常 収 益	1,983	2,084
資金運用収益	1,385	1,730
貸 出 金 利 息	1,132	1,270
預 け 金 利 息	127	341
有価証券利息配当金	103	96
その他の受入利息	22	22
役務取引等収益	136	127
その他業務収益	20	22
その他経常収益	441	202
経 常 費 用	1,847	1,896
資金調達費用	94	187
預 金 利 息	93	186
給付補填備金繰入額	—	—
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	144	132
その他業務費用	4	0
経 常 費	1,457	1,345
その他経常費用	147	231
経 常 利 益	135	187
特 別 利 益	10	7
固定資産処分益	0	6
その他の特別利益	9	0
特 別 損 失	2	123
固定資産処分損	2	13
減 損 損 失	0	110
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	142	71
法人税、住民税及び事業税	6	4
過年度法人税等	—	△ 74
法人税等調整額	0	△ 11
法 人 税 等 合 計	6	△ 80
少 数 株 主 利 益	0	0
当 期 純 利 益	137	151

■ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2025年3月期	2026年3月期
利益剰余金期首残高	△ 1,685	157
利益剰余金増加高	1,837	187
当 期 純 利 益	137	152
そ の 他	1,700	35
利益剰余金減少高	—	0
当 期 純 損 失	—	0
配 当 金	—	—
そ の 他	—	—
利益剰余金期末残高	152	345

■ 連結協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

区 分	2025年3月期	2026年3月期
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	2,106	2,104
危 険 債 権	6,830	5,934
三月以上延滞債権	20	3
貸出条件緩和債権	1	37
合 計	8,958	8,080

(注) 上記の内容は、単体の「協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」の状況と同額であります。区分項目等についての説明は35ページをご参照下さい。

■ 事業の種類別セグメント情報

連結会社は、信用組合業務以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表の注記事項（2026年3月期）

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券は事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）。但し、市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の信託については時価法、その他金銭の信託については上記2のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（1998年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
- なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 102百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 266百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
財産評価基準書の路線価を基に奥行価格補正、側方路線、二方路線、間口狭小奥行長大及び不整形地の補正を合理的に行って算出しました。路線価のない地区においては、財産評価基準書の評価倍率表により算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △139百万円
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりです。
- 建 物 3年～42年
その他 2年～15年
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は816百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職引当に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 0.946%
（自：2024年4月1日 至：2025年3月31日）
- (3) 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円（及び財務上の剰余金は44,804百万円）であります。また、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、基本掛金等39百万円を費用処理しております。なお、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠負債払戻失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものとなります。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 重要な会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|-----------|
| 貸 出 金 | 80,325百万円 |
| 貸倒引当金 | △3,007百万円 |
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 48百万円
18. 子会社等の株式または出資金の総額 1百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 78百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 1,644百万円
21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,104百万円
危険債権額	5,934百万円
三か月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	37百万円
小計額	8,080百万円
正常債権額	72,792百万円

- 合計額 80,873百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三か月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三か月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、6百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保提供している資産はありません。
- なお、為替取引のために預け金2,500百万円、日本銀行貸出支援基金供給制度利用のために預け金8,900百万円と国債2,400百万円、公金取扱いのために保証金200千円を担保として提供しております。
24. 出資1口当りの純資産額は、116円70銭です。
25. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場での運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、A L M委員会は資産・負債を総合的に管理し、損益予測をはじめ、金利・為替・株価等の市場予測及びリスクの定量的把握により経営目標策定に関わる情報を提供し、当組合の適正な利益確保に寄与するよう行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。このため、有価証券は、主に債券・投資信託であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- なお、当組合は、外貨建有価証券の保有はありません。
- また、通貨スワップ取引・金利スワップ取引・デリバティブ取引も実施しておりません。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当組合は、与信先の信用状況把握が何よりも重要であるとの認識のもと、適正な信用付与と実態分析による与信判断、不動産担保評価システムによる不動産価額の適正評価等を実施しております。
- さらに信用リスクを回避する観点から特定業種やお客様に偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図っております。
- また、個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く態勢としております。リスク管理委員会等各種委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議検討するとともに、経営陣による常務会・理事会等において報告する態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- なお、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、運用実績・運用方針の遵守性、リスク管理情報の定期的なチェックを行っております。
- また、A L M委員会で金利・為替予測を行い、市場流動性の管理、損益の管理を含め資産・負債を総合的に管理しております。
- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請・運用限度枠の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度の資金運用方針に基づき、常務会・理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請・運用限度枠の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「有価証券」・「預け金」・「貸出金」・「預金積金」・「借入金」の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のV a Rは、分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、2026年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推値）は、全体で1,252百万円です。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、日々・月次等で流動性の資金繰り管理を行うほか、支払準備資産残高管理を行い、流動性のリスク管理を行っております。
- また、不測の資金流出に備えて支払準備資産の保有基準を定め、流動性確保に努めております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等になった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	55,507	55,448	△ 58
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的債券	2,203	2,083	△ 120
その他の有価証券	10,368	10,368	—
	12,571	12,451	△ 120
(3) 金 銭 の 信 託			
売買目的の金銭の信託	246	246	—
その他の金銭の信託	2,095	2,095	—
	2,342	2,342	—
(4) 貸 出 金	80,325	79,471	△ 853
貸 倒 引 当 金	△ 3,007	△ 3,007	—
	77,317	76,464	△ 853
金 融 資 産 計	147,738	146,706	△ 1,032
(1) 預 金 積 金	144,887	144,315	△ 572
(2) 借 用 金	1,200	1,200	—
金 融 負 債 計	146,087	145,515	△ 572

注1. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

当該信託資産に関する報告書をもとに時価評価しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、変動金利によるものは帳簿価額を時価としております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	115
組 合 出 資 金	719

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません。

【時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	2,203	2,083	△ 120
国 債	1,002	920	△ 82
社 債	900	869	△ 30
そ の 他	300	294	△ 6
合 計	2,203	2,083	△ 120

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

該当ありません。

【連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	7,362	7,891	△ 528
国 債	3,077	3,292	△ 214
社 債	4,285	4,598	△ 313
そ の 他	2,946	3,394	△ 448
合 計	10,308	11,285	△ 976

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として「減損処理」することとしております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

(1) 期末時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上の下落の場合

①「著しい下落」に該当するものとし、合理的な反証のある場合を除き減損処理する。

(2) 期末時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満の下落の場合

①発行体の信用リスクに係る評価において、「正常先」とみなせない場合は、「著しい下落」に該当するものとし、「回復の見込み」を判断する。

その結果、「回復の見込みがない」と判断した場合は減損処理する。

②次の全てを満たす場合は、「正常先」とみなす。

・直近において、当該有価証券の長期格付がB B B相当以上である。

・当該有価証券の発行体企業が、債務超過の状態にない。

・当該有価証券の発行体企業が、2期連続して損失を計上していない。

③「回復の見込み」の判断

・当期末以前2年間における時価が取得原価又は償却原価の80%以上を一度も上回っていない場合は、「回復の見込みがない」と判断する。

28. 金銭信託の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
売買目的の金銭の信託	246	30

(注) 連結貸借対照表計上額は、当該信託財産に関する報告書に基づく時価により計上したものであります。

(2) 満期保有目的の金銭の信託はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
その他の金銭の信託	2,095	2,167	△ 72

(注) 連結貸借対照表計上額は、当該信託財産に関する報告書に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却したその他有価証券は該当ありません。

30. 当期中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

31. 当期中に保有目的を区分変更してはおりません。

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,293	4,792	2,158	1,021
国 債	—	2,366	1,002	711
社 債	1,293	2,426	1,155	310
そ の 他	398	300	1,865	682
合 計	1,691	5,092	4,024	1,703

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,590百万円であります。なお、これらの融資未実行残高はすべて原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額を減額することができ得る旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位:百万円)

貸倒引当金	1,429
退職給付引当金	27
役員退職慰労引当金	1
賞与引当金	9
減損損失	71
有価証券評価損	13
その他の引当金	40
税務上の繰越欠損金	832
その他	5
繰延税金資産小計	2,431
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△ 832
将来減価一時差異等の合計に係る評価性引当金	△ 1,599
評価性引当額 小計	△ 2,371
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

前払年金費用

7

繰延税金負債合計

7

繰延税金資産の純額

△ 7

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金	—	—	74	101	723	899
評価性引当額	—	—	△ 74	△ 101	△ 723	△ 869
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

連結損益計算書の注記事項 (2026年3月期)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 0百万円
- 子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 21円25銭
- 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失額
事業用資産	建物	豊橋市	12,110千円
	その他有形固定資産 (工具器具備品)	豊橋市	2,077千円
	土地	豊橋市	50,012千円
	その他無形固定資産 (電話加入権)	豊橋市	312千円
	建物	田原市	27,851千円
	その他有形固定資産 (工具器具備品)	田原市	6,808千円
	土地	田原市	11,035千円

当組合は、事業用資産（店舗）については、キャッシュ・フローが相互補完的である地域単位で、移転、廃止予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている地域、経済環境が著しく悪化している地域及び帳簿価額に対して著しく時価が下落している地域及び遊休資産等について、減損処理の可否を検討し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 減損損失の内訳

建物	39,961千円
その他有形固定資産	8,885千円
土地	61,048千円
その他有形固定資産	312千円
	110,208千円

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額とし、実勢価額の調査等をし算出評価しております。

● 連結自己資本の充実の状況

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
該当ありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
豊橋商工信用組合グループは、当組合、子法人等1社で構成されています。

	グループ会社	主要な業務内容
子法人等	しんゆうキャピタル株式会社	信用保証業務

- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- (4) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は法第4条の4第1項第6号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第7号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当する事項（制限）は、ありません。

2. 連結会社の定性的な開示事項については当組合（単体）と同様です、36ページの「定性的な開示事項」をご参照下さい。なお、連結される子法人等は、「銀行勘定における金利リスクに関する事項」に基づく金利リスクは、算出しておりません。

3. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

【定量的な開示事項】

■自己資本の構成に関する事項

〈連結〉

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,918	7,101
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,766	6,756
うち、利益剰余金の額	152	345
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	310	292
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	310	292
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第6項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第7項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第8項又は第9項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	141	132
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,370	7,526
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	46	57
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	57
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	18	19
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	65	76
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,305	7,449
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	74,251	69,609
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,242	2,975
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	77,493	72,584
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.42%	10.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (2006年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

〈連結〉

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	74,273	2,970	69,609	2,784
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,273	2,970	69,609	2,784
(i) ソブリン向け	148	5	70	2
(ii) 金融機関向け	12,745	509	12,024	480
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	8,972	358	7,726	309
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	25,960	1,038	24,285	971
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	12,855	514	13,575	543
自己居住用不動産等向け	4,240	169	4,044	161
賃貸用不動産向け	4,582	183	4,633	185
事業用不動産関連向け	4,031	161	4,897	195
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	899	35	874	34
(viii) 延滞等向け	5,530	221	4,052	162
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	450	18	385	15
(x) 株式等	61	2	77	3
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	724	28	719	28
(xiv) その他	5,924	236	5,818	232
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,236	129	2,975	119
BI	2,157		1,983	
BIC	258		238	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	77,510	3,100	72,584	2,903

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(連結)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	164,629	154,298	83,449	81,235	10,554	9,853	—	—	7,460	6,649
国 外	3,794	3,694	—	—	3,794	3,694	—	—	—	—
地 域 別 合 計	168,424	157,993	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—	7,460	6,649
製 造 業	7,265	6,177	7,066	5,977	199	199	—	—	1,945	1,529
農 業、 林 業	2,081	1,932	2,081	1,932	—	—	—	—	370	350
漁 業	115	105	115	105	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,826	4,174	4,826	4,174	—	—	—	—	697	678
電気、ガス、熱供給、水道業	1,822	1,868	120	166	1,702	1,701	—	—	14	13
情 報 通 信 業	1,283	1,047	181	146	1,101	901	—	—	20	—
運輸業、郵便業	1,748	1,733	1,052	1,236	696	497	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,286	11,534	9,486	10,934	799	599	—	—	1,315	1,342
金融業、保険業	67,720	62,674	2,789	2,723	3,719	3,718	—	—	1	0
不 動 産 業	21,233	20,673	20,833	20,373	400	300	—	—	1,507	1,354
物 品 賃 貸 業	188	156	188	156	—	—	—	—	27	27
学術研究、専門・技術サービス業	1,113	1,008	1,113	1,008	—	—	—	—	13	26
宿 泊 業	27	63	27	63	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	2,194	1,302	2,194	1,302	—	—	—	—	73	43
生活関連サービス業、娯楽業	1,636	1,793	1,636	1,793	—	—	—	—	420	456
教育、学習支援業	341	269	341	269	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	88	76	88	76	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,513	4,710	3,780	3,976	733	733	—	—	389	310
その他の産業	2,422	2,255	2,422	2,255	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	9,404	9,111	4,409	4,215	4,995	4,895	—	—	—	—
個 人	18,693	18,347	18,693	18,347	—	—	—	—	664	516
そ の 他	9,414	6,976	0	0	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	168,424	157,993	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—	7,460	6,649
1 年 以 下	105,550	75,496	54,805	55,150	799	1,499	—	—		
1 年超3年以下	13,677	11,720	9,377	8,420	4,299	3,299	—	—		
3 年超5年以下	8,022	7,331	5,822	5,232	2,199	2,099	—	—		
5 年超7年以下	6,398	5,780	3,098	2,586	3,300	3,193	—	—		
7 年超10年以下	3,455	3,483	2,158	2,280	1,296	1,202	—	—		
1 0 年 超	8,395	7,391	6,003	5,198	2,391	2,192	—	—		
期間の定めのないもの	13,027	38,903	1,700	1,457	61	59	—	—		
そ の 他	9,897	7,886	483	910	—	—	—	—		
残存期間別合計	168,424	157,993	83,449	81,235	14,349	13,548	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・固定資産・その他資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	295	310	—	295	310
	2025年度	310	292	—	310	292
個別貸倒引当金	2024年度	3,005	2,635	98	2,906	2,635
	2025年度	2,635	2,715	105	2,530	2,715
合 計	2024年度	3,300	2,946	98	3,201	2,946
	2025年度	2,946	3,007	105	2,841	3,007

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(連結)

(単位：百万円)

業種別	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高		2024年度 2025年度	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
製 造 業	784	698	698	712	784	698	698	712	—	—
農 業、 林 業	152	184	184	208	152	184	184	208	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	231	240	240	240	231	240	240	240	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	6	6	6	—	6	6	6	—	—
情 報 通 信 業	20	20	20	—	20	20	20	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	538	479	479	543	538	479	479	543	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—
不 動 産 業	584	594	594	591	584	594	594	591	—	—
物 品 質 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	349	152	152	157	349	152	152	157	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	171	164	164	149	171	164	164	149	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	163	92	92	92	163	92	92	92	—	—
合 計	3,005	2,635	2,635	2,715	3,005	2,635	2,635	2,715	—	—

- (注) 1. 上記の内容は、単体の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」と同額であります。
2. 当組合グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳
(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
現金	2,293	1,261	—	—	2,293	1,261	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,498	4,499	—	—	4,498	4,499	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	402	302	—	—	402	302	—	—	80	60	20%	20%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,409	4,215	—	—	4,409	4,215	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	100	—	—	100	100	—	—	10	10	10%	10%
地方三公社向け	288	—	—	—	288	—	—	—	57	—	20%	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,775	59,970	—	—	64,775	59,970	—	—	12,745	12,024	20%	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	12,235	10,235	2,353	2,403	12,235	10,235	2,353	2,403	8,972	7,726	62%	61%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	31,493	30,095	446	875	31,493	30,095	441	874	25,960	24,285	81%	78%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	25,835	26,763	—	—	25,835	26,763	—	—	12,855	13,575	50%	51%
自己居住用不動産等向け	13,235	12,554	—	—	13,235	12,554	—	—	4,240	4,044	32%	32%
賃貸用不動産向け	8,416	9,221	—	—	8,416	9,221	—	—	4,582	4,633	54%	50%
事業用不動産関連向け	4,183	4,987	—	—	4,183	4,987	—	—	4,031	4,897	96%	98%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	700	—	—	—	700	—	—	899	874	—	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,558	3,758	—	—	4,558	3,758	—	—	5,530	4,052	121%	108%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	450	385	—	—	450	385	—	—	450	385	100%	100%
取立未済手形	12	26	—	—	12	26	—	—	2	5	20%	20%
信用保証協会等による保証付	6,206	5,902	—	—	6,206	5,902	—	—	383	417	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	61	59	—	—	61	59	—	—	61	77	100%	130%
合計									74,251	69,587		

- (注) 1. 上記の内容は、単体の「標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳」と同額であります。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(連結)

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2024年度	2,293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,261	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	4,498	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	4,499	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	402	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2024年度	4,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	4,215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2024年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2024年度	—	—	—	988	—	1,193	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	2,400	—	—	58,974	—	1,507	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,200	—	—	56,070	—	2,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	2024年度	—	—	—	1,302	—	500	—	—	—	—	—	—	5,610	—	—	—
	2025年度	—	—	—	1,201	—	500	—	—	—	—	—	—	4,309	—	—	—
特定貸付債権向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2024年度	—	31	—	1,910	1,503	6,453	—	1,111	—	2,301	—	3,030	1,547	—	2,183	—
	2025年度	434	—	—	1,965	1,632	5,690	—	762	—	2,012	—	3,934	1,754	—	1,603	—
自己居住用不動産等向け	2024年度	—	31	—	1,910	1,503	5,733	—	—	—	2,301	—	—	1,547	—	—	—
	2025年度	—	—	—	1,965	1,632	4,997	—	—	—	2,012	—	—	1,754	—	—	—
賃貸用不動産向け	2024年度	—	—	—	—	—	719	—	1,111	—	—	—	3,030	—	—	2,183	—
	2025年度	434	—	—	—	—	692	—	762	—	—	—	3,934	—	—	1,603	—
事業用不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	231	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	688	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	2024年度	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2024年度	2,307	3,832	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	1,696	4,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2024年度	15,908	3,964	—	63,592	1,503	9,654	—	1,111	—	2,301	—	3,030	7,388	—	2,183	—
	2025年度	13,306	4,270	—	59,567	1,632	8,891	—	762	—	2,012	—	3,934	6,752	—	1,603	—

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

〈連結〉

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,293
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,261
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,498
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,499
外国の中央政府及び中央銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	402
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	302
国際決済銀行等向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,409
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,215
外国の中央政府等以外の公共部門向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
地方三公社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,182
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,882
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,970
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2024年度	—	—	—	20,598	—	—	4,839	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32,851
	2025年度	—	—	—	18,999	—	—	4,251	—	—	—	—	1	—	—	—	—	29,264
特定貸付債権向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2024年度	—	6,307	—	—	—	—	3,695	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,002
	2025年度	—	6,515	—	—	—	—	3,214	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,730
トランザクター向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2024年度	1,173	640	—	—	1,046	—	—	666	1,632	—	—	441	—	—	—	—	25,673
	2025年度	1,136	1,661	—	—	1,146	—	—	66	2,449	—	—	365	—	—	—	—	26,615
自己居住用不動産等向け	2024年度	34	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,118
	2025年度	33	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,447
賃貸用不動産向け	2024年度	—	585	—	—	—	—	—	666	—	—	—	110	—	—	—	—	8,406
	2025年度	—	1,610	—	—	—	—	—	66	—	—	—	99	—	—	—	—	9,203
事業用不動産関連向け	2024年度	1,138	—	—	—	1,046	—	—	—	1,632	—	—	331	—	—	—	—	4,148
	2025年度	1,103	—	—	—	1,146	—	—	—	2,449	—	—	265	—	—	—	—	4,965
その他不動産関連向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	699	—	—	—	—	699
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2024年度	—	—	—	—	—	—	1,985	—	—	—	—	2,287	—	—	—	—	4,504
	2025年度	—	—	—	—	—	—	1,491	—	—	—	—	1,479	—	—	—	—	3,659
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2024年度	—	—	—	—	—	—	450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	450
	2025年度	—	—	—	—	—	—	385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	385
取立未済手形	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
信用保証協会等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,139
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,866
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	2024年度	—	—	—	—	—	—	61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	61
	2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,449	—	—	—	—	—	2,449
合 計	2024年度	1,173	6,947	—	20,598	1,046	—	11,032	666	1,632	—	—	2,728	—	—	—	—	156,464
	2025年度	1,136	8,177	—	18,999	1,146	—	9,343	66	2,449	—	2,449	2,545	—	—	—	—	149,045

(注) 上記の内容は、単体の「標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳」と同額であります。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(連結)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
40%未満	95,830	88,502	—	—	—	—	92,734	88,429
40%～70%	16,084	15,453	6	2,358	75.6	—	16,077	17,796
75%	7,482	8,674	13,401	13,208	0.7	2.7	6,947	8,177
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	20,869	19,798	4,087	4,416	7.0	10.5	20,598	18,999
90%～100%	12,235	10,615	777	915	5.1	5.7	12,078	10,489
105%～130%	2,299	5,665	—	—	—	—	2,299	5,665
150%	2,821	1,956	115	50	0.2	2.4	2,728	1,844
250%	—	—	—	—	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	157,623	150,665	18,388	20,947	2.3	4.2	153,464	151,403

(注) 1. 上記の内容は、単体の「リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等」と同額であります。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(連結)

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,600	2,494	199	199	—	—	—	—

(注) 1. 上記の内容は、単体の「信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー」と同額であります。

2. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

3. 上記「保証」には、告示(2006年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	780	—	778	—
合 計	780	—	778	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	2

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

●連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	1,228	1,081	15	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	74
3	スティープ化	799	1,039		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,228	1,081	15	74
		ホ		ヘ	
		2025年度		2024年度	
8	自己資本の額	7,295		7,151	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

● 豊橋商工信用組合のあゆみ

1952年	創立総会・理事会 磯村弥八氏、組合長に選任される 愛知県知事より事業認可を受ける 豊橋商工信用組合発足 本店(豊橋市花田町字石塚42番地の5)、同時に田原支店、 福江支店開設	2011年	60周年記念地元応援融資「漁業サポートゆとり1000」発売
1953年	豊橋市金庫の取扱指定を受ける 全国信用組合連合会へ加盟決定	2012年	三河湾ATMP(愛知県中央信組、当組合、三河信組の3 信組連携)の発足 新本店・本部ビル竣工式、合同地区懇談会、完成祝賀 会開催 新本店・本部オープン 新豊川支店リニューアルオープン
1954年	観光積立定期預金発売、大好評を博す	2013年	本店・本部ビル「都市デザイン文化賞」受賞 加藤 満氏、理事長に就任 しんくみ愛知プラットフォーム(ミラサポ)開始 豊橋市消防団協力事業所に認定 職域サポート契約開始 東海しんくみネット(東海しんくみビジネス交流会)開始 組合のOB・OG会として「あぜりあOB・OG会」が発足 三河湾ATMPとして「三河湾浄化推進協議会」へ寄付金 贈呈
1955年	二川支店開設 東田支店開設 赤羽根出張所(現赤羽根支店)開設	2015年	
1957年	商工組合中央金庫の代理業務取扱開始	2016年	あいち産業支援機構(よろず支援拠点)と連携開始 アティックアートの活動 豊橋市立くすのき特別支援学校の 生徒が描いた絵画をデザイン化した現金封筒を作成 農業者向け融資「農業近代化資金」の取扱い開始 三河湾ATMPとして中部盲導犬協会に寄付金贈呈 植田支店を南栄支店植田出張所へ変更
1958年	中小企業金融公庫の代理業務取扱開始	2017年	創立65周年記念祝賀会を開催
1959年	中小企業退職金共済事業団代理店の契約締結	2018年	花田支店を本店営業部花田出張所(無人)へ変更 田原南支店を田原支店田原南出張所(有人)へ変更 南栄支店新築移転オープン 南栄支店植田出張所を無人出張所へ変更 中村勝彦氏、理事長に就任 渉外活動に営業支援システム導入
1961年	豊橋市制度融資取扱指定金融機関として認可を受ける 南栄支店開設	2019年	
1962年	本店新築移転、広小路支店(現本店営業部花田出張所)開設	2020年	新ブランド戦略及び「ご縁は、財産。」スローガンマーク発表
1965年	豊川支店開設	2021年	厚労省「有料職業紹介事業許可」を取得 奥三河地域(設楽町、東栄町、豊根村、新城市(北部)) へ営業エリア拡大 「わが社のミライ相談所」開設、「ロッカク塾」発足
1967年	営業区域を豊橋市、豊川市、渥美郡、宝飯郡に拡張	2022年	創立70周年式典を開催 移動ATM車「ただいま参上! ATM号」が始動 第8回サステナブルファイナンス大賞において「地域金融 賞」を受賞
1969年	愛知県制度融資の取扱指定金融機関の認可を受ける	2023年	SNS(LINE・Instagram)の導入開始 特別融資「ネクスト」の取扱開始(期間:2024年3月31 日まで) ドクター専門の相続・事業承継コンサルティングサービス 「ドクター相続®」のサービス開始
1970年	下地支店開設	2024年	丸藤保彦氏、理事長に就任 中山支店 福江支店内にて店舗内店舗化開始 牧野支店 南栄支店内にて店舗内店舗化開始 全店舗で「窓口昼休業」を導入 愛知県警と「金融犯罪に係る情報提供に関する協定」を 締結
1977年	電算化スタート 豊川インター支店開設(2013年豊川支店と統合) 国民(生活)金融公庫代理業務の取扱開始(教育資金貸付) 住宅金融公庫代理業務の取扱開始 ATM機6ヶ所設置稼働 牧野支店開設	2025年	個人向けインターネットバンキング専用定期預金の取扱 開始 ビジネスバンキング(法人・個人事業主向けインターネット バンキング)取扱開始 下地支店 本店営業部内にて店舗内店舗化開始
1979年	国民(生活)金融公庫代理店の指定を受ける(田原支店)		
1982年	中山支店開設 名古屋手形交換所に全店交換加盟 牧野新二氏、理事長に就任 赤岩支店開設(2008年東田支店と統合) 国債窓販取扱開始 植田支店(現南栄支店植田出張所)開設 ATMコーナーの無人化システム稼働		
1983年	加藤春夫氏、理事長に就任		
1984年	田原南支店開設(現田原支店田原南出張所)		
1985年	営業区域を新城市まで拡張		
1986年	関連会社しんゆう信用保証株式会社(現社名 しんゆうキャピタル株)		
1988年	三ノ輪支店開設(2019年本店営業部と統合) 監督官庁、愛知県から金融監督庁(金融庁)に移行 兵藤俊朗氏、理事長に就任 外国為替業務の取扱開始 第1回地区懇談会開催、以後年に複数回、定期的に開催 インターネットにホームページ開設 50周年記念事業の一環として「地域貢献基金」創設 長期火災保険窓販開始 電算事務SKC共同センター移行 南栄支店ユタカ出張所開設 コンプライアンス休暇(職場離脱)制度制定 女性職員制服廃止と男性職員夏季ノーネクタイ実施 営業区域を湖西市まで拡張 地域貢献基金「豊橋海洋少年団」に第1回の寄付を実施		
1991年	赤羽根支店新築移転オープン		
1992年	田原支店新築移転オープン		
1993年	決済用預金発売開始		
1995年	個人ローン「クイック200」発売開始		
2000年	インターネットバンキング開始 かがやき監査法人と会計監査委託契約 東田支店 新築移転オープン(赤岩支店を統合) 東海信用組合協会会長に当組合兵藤理事長が就任 子育て支援定期預金、金利優遇ローンの発売開始 農業事業者向け無担保ローン「ゆとり1000」、東海財務 局主催「地域金融シンポジウム」で顕彰受賞 「若手経営者研究会」発足(現名称「アゼリア塾」) 傷害保険商品「しんくみホッとプラン」の発売開始 第47回全国信用組合大会で地域貢献基金活動が社会貢 献表彰を受ける 「ふれあい定期預金」発売		
2001年			
2002年			
2003年			
2004年			
2005年			
2007年			
2008年			
2009年			
2010年			

店舗一覧表

(自動機器設置状況)(2026年6月現在)

店 名	住 所	電 話	ATM
本店営業部	〒440-0814 豊橋市前田町一丁目9番4	0532-52-8135	2台
下地支店			1台
田原支店	〒441-3421 田原市田原町萱町3番地	0531-22-2151	1台
福江支店	〒441-3617 田原市福江町仲田1番地	0531-32-1261	2台
中山支店			
二川支店	〒441-3142 豊橋市大岩町字東郷内201番地	0532-41-0721	1台
東田支店	〒440-0066 豊橋市東田町273番地	0532-61-6475	1台
赤羽根支店	〒441-3502 田原市赤羽根町天神139番地1	0531-45-3151	1台
南栄支店	〒441-8107 豊橋市南栄町字空池26番地の3	0532-45-6101	1台
牧野支店			1台
豊川支店	〒442-0801 豊川市上野一丁目1番地	0533-86-8171	1台

店外ATM店

店 名	住 所	ATM
田原支店田原南出張所	〒441-3415 田原市神戸町郷仲33番地の3	2台
南栄支店植田出張所	〒441-8134 豊橋市植田町字大池120番地の18	1台

地区一覧

営 業 地 区
豊橋市
豊川市
田原市
新城市
湖西市 (新居地区を除く)
設楽町
東栄町
豊根村

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ	2	33. 定期預金種類別残高 *	33	57. 継続企業の前提の重要な疑義 *	該当なし
【概況・組織】		【貸出金等に関する指標】		58. 総代会について **	3
1. 事業方針	2	34. 貸出金種類別平均残高 *	34	59. 報酬体系について **	6
2. 事業の組織 *	2	35. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	34	【地域貢献に関する事項】	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	2	36. 貸出金金利区分別残高 *	35	60. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に	
4. 会計監査人の氏名又は名称 *	2	37. 貸出金使途別残高 *	35	関する事項等) **	11-13
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	59	38. 貸出金業種別残高・構成比 *	4.34	61. 地域密着型金融の取組み状況 **	7-9
6. 自動機器設置状況	59	39. 預貸率(期末・期中平均) *	32	62. 中小企業の経営の改善及び	
7. 地区一覧	59	【有価証券に関する指標】		地域の活性化のための取組の状況 *	7-10
8. 組合員数	2	40. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし	63. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について **	16
9. 子会社の状況	44	41. 有価証券の種類別平均残高 *	34	64. 「金融仲介機能のベンチマーク」への対応について *	10
【主要事業内容】		42. 有価証券種類別残存期間別残高 *	34	【連結開示事項】	
10. 主要な事業の内容 *	21-24	43. 預証率(期末・期中平均) *	32	65. 豊橋商工信用組合の子法人等の状況	44
11. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	【経営管理体制に関する事項】		66. 連結会計年度における事業の概況	44
【業務に関する事項】		44. 法令遵守の体制 *	16	67. 主要な連結経営指標	44
12. 事業の概況 *	4-5	45. リスク管理体制 *	14-15	68. 連結財務諸表の作成方法	44
13. 経常収益 *	31	資料編 *	37-43	69. 連結貸借対照表	45
14. 業務純益等 *	31	46. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	16-17	70. 連結損益計算書	45
15. 経常利益(損失) *	31	【財産の状況】		71. 連結剰余金計算書	45
16. 当期純利益(損失) *	31	47. 貸借対照表、損益計算書、		72. 連結協金法開示債権及び	
17. 出資総額、出資総口数 *	31	剰余金処分(損失金処理)計算書 *	26-29	金融再生開示債権の保全・引当状況	45
18. 純資産額 *	31	48. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び		73. 連結自己資本比率	44
19. 総資産額 *	31	金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	35	【連結自己資本の充実に関する事項】	
20. 預金積金残高 *	31	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		74. 定性的な開示事項	48
21. 貸出金残高 *	31	(2) 危険債権		75. 定量的な開示事項	49-57
22. 有価証券残高 *	31	(3) 三月以上延滞債権		(1) 自己資本の構成に関する開示事項	
23. 単体自己資本比率 *	31	(4) 貸出条件緩和債権		(2) 自己資本の充実度に関する事項	
24. 出資配当金 *	31	(5) 正常債権		(3) 信用リスクに関する事項	
25. 職員数 *	31	49. 自己資本の構成に関する開示事項		(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
【主要業務に関する指標】		(自己資本比率明細) *	30	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の	
26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	31	50. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	32-33	取引相手のリスクに関する事項	
27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *	31	51. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	38	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、		52. 貸出金償却額 *	35	(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	
利息・利回り、資金利鞘 *	31	53. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **	27	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
29. 受取利息、支払利息の増減 *	31	54. 会計監査人による監査 *	27	エクスポージャーに関する事項	
30. 総資産経常利益率 *	31	【その他の業務】		(9) 金利リスクに関する事項	
31. 総資産当期純利益率 *	31	55. 手数料一覧	24-25		
【預金に関する指標】		【その他】			
32. 預金種目別平均残高 *	33	56. 沿革・歩み	58		

ディスクロージャー誌
Disclosure 2026

豊橋商工信用組合

〒440-0814 豊橋市前田町1-9-4

TEL.0532-53-2828 (代)